

ラビ文献研究の現状 (一)

土岐健治

目次

序

- 一、ミドラッシュ
- 二、ハラカとハツガダ
- 三、『ミシュナ』
- 三・一、『ミシュナ』の内容
- 四、『トセフタ』
- 五、『ラビ・ナタンのアボス』
- 六、『タルムード』

序

- 六・一、『パレスチナ・タルムード』
- 六・二、『バビロニア・タルムード』
- 七、ミドラッシュ文献
- 七・一、ハラカ的ミドラッシュ
- 七・二、ハツガダ的ミドラッシュ
- 七・三、その他のミドラッシュ
- 八、タルグム

ラビ文献は大きく『ミシュナ』『トセフタ』『タルムード』(バビロニアおよびパレスチナ)、ミドラッシュ文献、の四つに分けられる。我が国におけるラビ文献研究の現状に鑑みて、ラビ文献の研究の現状を記すに先だつて、本稿に

においては、まず、主要な用語の説明とラビ文献ないしラビ伝承成立の事情にふれ、ついで、これらの文献を概観しそれらについて短く解説することにした。

一 ミッドラッシュ

ミッドラッシュ (*מִדְרָשׁ midrash*) とは、一言で言えば聖書註解のことである。この語はヘブル語 *מִדְרָשׁ* *darash* に由来する。*darash* は「尋ね求める」「探求する」「調査、研究する」という意味の動詞で、レビ記一〇六の「罪祭のやぎを……さがした」、イザヤ書五五六の「主を尋ねよ」、歴代志下三〇一九の「神を求める」、エズラ記七一〇の「律法を調べる」などに認められる。特に最後の例においては、律法(トラー)の研究に対して用いられていることが注目される。クムラン文書においては、まさにこの意味で *darash* が用いられている。その例として、ダマスコ文書六七の「笏とはトラーを研究する者 (*תַּרְשֵׁי תוֹרָה*) のことである」、同七八の「星とはトラーを研究する者 (*תַּרְשֵׁי כּוֹכָבִים*) のことである」、宗規要覧六六の「一〇人が居る場所には、日夜トラーを研究する者 (*תַּרְשֵׁי תוֹרָה*) が一人居なくてはならぬ」、4QFlor. 1, 11 の(サムエル記下七四)彼とはダビデの若枝のことである。彼はトラーを研究する者 (*תַּרְשֵׁי תוֹרָה*) と共に現われるであろう」、(さらに宗規要覧八二をも参照)を挙げるこ
とができる。

darash の名詞形である *midrash* は、旧約聖書の中では、歴代志下一三二二の「預言者イドの注釈」および、同二四二七の「列王の書の注釈」の二箇所のみ現われる。この二例においては *midrash* は「書物」あるいは「歴史書」の意に解するべきであろう。セプテアギンタはこの二箇所をそれぞれ *βιβλίον* および *ἱστορίαι* (いずれも「書物」の意) と訳している。これに対して、ベン・シラの知恵には、後に律法研究の学園を意味することばとして広く

用いられるようになった $\text{בְּתוּמַת הַבַּיִת}$ beth (ham) midrash がはじめて現われる。すなわち、ベン・シラの知恵五一23には、「教育無き者はわが許に近づき、教育の家 (*ofkos karobecus*) に留れ」と記されているが、「教育の家」に対応するヘブル語は beth midrash (最後の i は「私の」の意。ここで「私」はベン・シラのこと)なのである。ここでは明かに、律法の研究をこととする私塾が考えられているものと思われる。

クムラン文書において midrash は一般的な「調査」の意味で用いられている場合もあが(宗規要覧六24)、宗規要覧八15、ダマスコ文書二〇6では、律法の研究ないしは解釈の意で用いられている(宗規要覧八26、4 QFlor. 1, 14をも参照)。

ラビ文献においてもミドラッシュはこれと同じ意味で、すなわち「聖書の研究、解釈」の意味で用いられている。ただし、その用法は大きく三つに分けられる。①聖書の研究・解釈作業そのものを指す場合 (beth (ham) midrash. の場合のように)、②研究の成果としての特定の聖書解釈を指す場合、③そのような解釈を文書化したもの、すなわち「聖書註解書」を指す場合、以上三つである。③の意味のミドラッシュ、すなわち『ミシュナ』『トセフタ』『タルムード』と並んでラビ文献を構成しているミドラッシュ文献については後でふれることにして、ここではまず広義のミドラッシュについて、簡単に解説することにした。

ユダヤ教の歴史において、預言者の伝統が途絶えたと考えられた時代には、かつて神託(託宣)⁽¹⁾や預言が果たしていた役割を、聖書解釈が代行することになった。生活の規範をトーラー(成文律法、特にモーセ五書)⁽²⁾に求めようとする時、トーラーが現実の生活状況から生ずる様々な問題に直接解答を与えてくれない場合、あるいは過去の時代に記されたトーラーを現代の状況に適應させねばならない場合には、テキストに解釈を加えることによって、トーラーのこのことを敷衍し補足することが必要となる。トーラーの命令を実践可能なものとするためには、このような解釈作

業は不可欠であった。さらに、ミドラッシュのもう一つの機能として、口伝律法に対して聖書の根拠を与えることによって権威を付与することがあげられるであろう。このようにして、ミドラッシュはラビ的ユダヤ教の活動の中心をなすに至り、それ故に、トラーの研究と解釈をこととする学園(研究・教育機関)、すなわち *beth (ham) midrash*こそが、ラビ伝承の継承にとって中心的な役割を果たすに至ったのである (cf. Herford, 47-50)。

ところで、このミドラッシュの起源は、旧約聖書自身にさかのぼる。J・ワイングリーンによれば、ラビたちによる聖書解釈の方法は、すでに旧約聖書自身の中に見出される解釈の伝統に連なるものであり、たとえば、申命記のごときは、出エジプト記、レビ記、民数記の中に見出される律法と歴史に対する、申命記編者の立場からなされた解釈・解説であって、「プロト・ミシュナ」と称することができる。⁽³⁾ はたしてワイングリーンの言うように申命記を「プロト・ミシュナ」と呼ぶことが適当か否かは疑問の残るところであるが、聖書解釈の方法がすでに旧約聖書の成立過程において確立し、それがラビによる聖書解釈へと引き継がれたという点は、広く承認せられるであろう。⁽⁴⁾ 旧約聖書自体の中に起源を有する聖書解釈の伝統が、捕囚期以降のユダヤ教の成立、展開の過程の中で、新しい局面を迎えたことは確かである。

このような聖書解釈の伝統は、旧約聖書の後期の文書、旧約聖書外典偽典、クムラン文書、フィロンを経て、初期のラビ文献へと辿ることができるのである。ベン・シラの私塾においてトラーの研究がなされていたことについては、すでに言及した。ソロモンの知恵一〇—一九章は、イスラエルの歴史に例をとって知恵の力を述べているが、創世記と出エジプト記に対して著者の立場からする解釈や敷衍が自由に加えられている。特に注目すべきは、出エジプト記一五二に対するソロモンの知恵一〇21のミドラッシュ的な敷衍が、パレスチナ・タルグム伝承のそれと一致することである。すなわち、前者の「知恵は……乳呑み子たちの舌に明瞭に語らせた」と、後者の「母親の胸から、乳呑

み子たちは……語る⁽⁵⁾」は、共通の伝承の存在を予想せしめるであろう(タルグムについては、後章参照)。旧約聖書外典偽典におけるミドラッシュの包括的な研究は、なお未開拓の興味深い課題である。

クムラン教団において律法の研究と教団独自の聖書解釈が組織的に行なわれていたことは、クムラン出土のいくつかの「註解書」(ベシエル)や外典創世記(創世記のミドラッシュ)のみでなく、クムラン文書全体の示す通りである。ただ、クムラン教団におけるこのような活動が、ラビ的ユダヤ教の聖書解釈に影響を与えたか否かは定かではないが、いずれにせよ、両者にとってミドラッシュがその活動の根幹をなしていたことは確かである。

ラビたちによる聖書解釈の基準として、「ヒレルの七つの基準」が有名である。これはもちろんヒレルが独自に案出したものではなく、ラビたちに伝統的な基準がヒレルの高名に結びつけられたものであろう。それらは以下の七つである。⁽⁶⁾

一、「小と大」。小さな(軽い)こと、すなわち重要度の低いことにあてはまるものは、大きな(重い)こと、すなわち重要なことにもあてはまる。⁽⁷⁾

二、「同一の範疇」。聖書の二つの本文で同じ語句が用いられている場合には、両者に同じ解釈を施さねばならない。⁽⁸⁾

三、「一つの聖句から家族を作ること」。聖書のある箇所に記載されている規定は、他の類似の箇所に対しても適用される。⁽⁹⁾

四、「二つの聖句から家族を作ること」。⁽¹⁰⁾

五、「普遍と特殊、特殊と普遍」。一般的な規定は、聖書の他の箇所に記されている特殊な規定によって限定され、逆に特殊な規定は一般的な原理へと拡大される。

六、「他の箇所に見出されるように」。ある箇所の解釈が困難な場合、その箇所と何らかの関連のある他の箇所に照らして解釈する。

七、「文脈から意味を定めること」。

ラビ・イシュマエルの一三の基準も伝えられているが、これらは基本的にヒレルの七つの基準と一致している。ただ、第一三の基準「二つの節が互いに矛盾する場合には、第三の節によってその矛盾が取り除かれる」はヒレルの基準に無いものであり、注目される。

二 ハラカとハツガダ

このようにして、歴史的な必要から生まれたミドラッシュが、教団的権威のもとに行なわれるようになった時に、いわゆる口伝律法 *תורה שבעל פה* *tôrâh shebhal peh* が生じてきたのである。

もっともミドラッシュと口伝律法（慣習法）との関係は、そのように単純に規定し切れるものではない。もちろんユダヤ教における慣習（口伝）律法は理念的にはすべて成文律法（トラー）に遡源することが予想され、その意味ではすべての口伝律法はミドラッシュに由来するはずであるが、実際には、成文律法に基づかない慣習法が存在することは当然である。トラーの成立と同時代あるいは、より古い時代にさかのぼる慣習法が、トラーに言及されていない場合もあったはずである。その場合には、その慣習法に対して後になってミドラッシュ的な基礎付けが与えられることになる。⁽¹⁾

さらに、トラーに言及されていない慣習法がミドラッシュ的基礎付けなしに独自の権威を主張する場合もあった。

たとえば、『ミシュナ』「ベサヒム」四・四には、「逾越の夜に焼いた肉を食べる習慣のあるところでは、そのようにして肉を食べてもよい。そういう習慣のないところでは、そうしてはならない。……」と記されている。⁽²⁾

実際、ユダヤ教の伝承では、口伝律法は成文律法と同時に神から与えられた、とされているのである。『パピロニア・タルムード』「シャバス」三一aには、我々は、書き記されたトーラーと口伝えのトーラーの、二つのトーラーを持っている、とある。さらに、『シフラ』には「感謝の献げ物をする際に、半ログ（＝卵三個分）の油を献げるということは）シナイにおけるモーセにさかのぼる、確定した伝承である」とも記されている。⁽³⁾「ビルケ・アボス」一・一をも参照。ラビ文献においては、しばしば、あるハラカがモーセに遡るのか（即ち、モーセが成文律法と共に神から受け取ったものか）、それとも、成文律法に対する後代の解釈に基づくものなのか、という論争も見いだされる。⁽⁴⁾

このようにして、一方では、聖書の權威を唯一無二のものとして尊重し、ハラカに対する聖書なかんずくトーラーの支持を無理矢理にでも探し出そうとしながら、他方では伝統が聖書と並んで同等の權威を主張する、という、ラビ的ユダヤ教の相矛盾する立場が生まれてきた。この矛盾は、慣習法の權威を主張する過程において現われる。要するに、いずれにせよ、慣習（口伝）法の權威と重要性を主張することが目的なのである。パリサイ派とサドカイ派の対立点としてしばしば挙げられる、口伝律法と成文律法の問題も（パリサイ派が口伝律法を重視するのに対して、サドカイ派が口伝律法を認めず、成文律法のみを認めた、と言われる）、実は、両派におけるトーラーの具体的な解釈と、両派夫々の認める慣習法の相違こそが問題なのである。⁽⁵⁾ ヨセフスが『ユダヤ古代誌』一三・二九七や一八・一六において、サドカイ派は書かれた律法すなわちトーラーのみを遵守する、と伝えているところから、当時サドカイ派自身も「成文律法のみ」すなわち「聖書のみ」を標榜していたのかもしれないが、それはあくまでも、サドカイ派の聖書解釈と慣習法を擁護するための旗印に過ぎないのである（『ミシュナ』「マッコス」一・六参照）。しかし、結局、

紀元後七〇年の神殿崩壊以後、拠点を失ったサドカイ派は、歴史の舞台から姿を隠し、ユダヤ教の主流となったラビ的聖書解釈と慣習法とが、「口伝律法」の名のもとに權威を得るのに至ったのである。

この口伝律法（慣習法）のことを、ハラカ *חוקי האלהים* と言う。ハラカとは、「歩む」という意味の動詞 *הלך* *halakh* に由来することばで、「歩むべき道」「規則」「慣習」「慣習法」などの意味を持つ。ハラカは、ハッガダ *גזירות* (*haggadah*)、「説教」「物語」などの意」と対をなす概念として、伝承の法的な部分を指して用いられる。ハラカが「法規」としての慣習法を指すとすれば、ハッガダはそれらの「法規」へと人々を導き、それらを守り行なうよう人々を励ます「勧め」と解することができるであろう。

『バビロニア・タルムード』「ソタ」四〇aは、ハラカを教えるラビとハッガダを教えるラビを、各々宝石商人と小間物商人にたとえている。一般民衆は小間物商人の方に集まり、物の道理のわかる少数の人のみか前者のもとにやってくる、と云うのである。また、同「ペラコス」八aには、神殿崩壊以後、神はこの世の中に四キュービト（ごく僅かの意）のハラカしかお持ちにならない、と記されている。このように、ハラカがハッガダよりも上位に置かれるのは、当然のことである。むしろ、ラビたちの間で、ハッガダも重要な位置を与えられていた点をこそ注目すべきであろう。『申命記のシフレ』一一・二二には、「もしもあなたが世界の創造者を知りたいならば、ハッガダを学びなさい。それによってあなたは神を知るようになり、神の道に固着するようになるのであろう」といわれており、また、あるラビ文献においては、ハラカが人間の体を養う食物に、ハッガダが食欲を促す葡萄酒にたとえられている。⁽⁶⁾

ハッガダは、ラビや賢者たちの教訓や格言、法規の由来・起源、民間説話、聖書に記されている物語を潤色し拡大展開したもので、聖書以後のユダヤ人の生活に関する言い伝え、ラビや賢者たちの伝記や逸話、説教、講話、等々、その内容は多岐にわたっている。従って、読み物としてはハッガダの方が、ハラカよりも興味深い。

以上述べてきたことを総括して、次のように言うことができる。ラビ伝承は、その形式に従って、ミドラッシュ的なものと非ミドラッシュ的なものの二つに分けることができる。また、その内容にしたがってハラカ的なものとハッガダ的なものの二つに分けることができる。

ところで、これまで特別なことわりなしに用いて来た「ラビ的ユダヤ教」や「ラビ伝承」ということばについて、簡単にふれておくことにしよう。ラビ伝承と言うのは、ラビ文献——それらは特定の個人の著作ではなくて、何世代にもわたって伝えられて来た様々な伝承の集大成である——の中に収録されている伝承のことである。この伝承の担い手がラビである。ラビはしばしば「賢者」*רוֹבֵי* (*Rabbanim*、複数形が *rabbanim*) とも称される⁽⁷⁾。

では、ラビないし賢者の時代はいつ頃始まるのであろうか。それは、マカベア戦争以降、ハスモン家興隆の時代と考えてほば間違いないであろう。「ピルケ・アボス」一章の記述に従えば、それは、ほぼ紀元前一六〇年頃といふことになる⁽⁸⁾。これは、マカベア戦争が一段落し、反シリア戦争初期の指導者マッタティアスやユダ・マカベアのもとにひき起こされた国民的熱狂がやや鎮静化し、ハスモン王朝の世襲制が準備された時期にあたる。ラビ的ユダヤ教はこの時期に生まれ、以後約二〇〇年にわたって、ユダヤ教の様々なグループの間において成長発展を続け、紀元後七〇年のエルサレム陥落以降、最終的な形を整えるに至ったのである。

ラビ的ユダヤ教ということばは、一般に紀元後七〇年以降のユダヤ教に限定して用いられているが、賢者(ラビ)の運動は、それ以前に、すでに約二〇〇年の歴史を有したのであり、従って、ラビ文献の中には紀元後七〇年以前の伝承が多数認められるのは当然であろう。ラビ伝承の多くがこの時代(第二神殿時代)に属することは、神殿や

祭司への言及が多いことからもうかがわれる。(もつとも、神殿や祭司に言及した伝承がすべて第二神殿時代に属するとうわけではない)。

ラビ伝承Ⅱ口伝律法の継承は、前にもふれた「ビルケ・アボス」一章によれば次のごとくである。口伝律法は成文律法と共に神からモーセに与えられ、モーセからヨシヤア、長老(ヨシヤア記二四一参照)、預言者を経て、大会堂(kenesseh haggadolah。「大集会」「大議會」と訳されることもある⁽¹¹⁾)の人々に伝えられ、さらに義人シメオン(シモン)⁽¹²⁾、ソコの人アンティゴノスを経て、ズゴスたちへと伝えられた。ズゴス(nin zughoh)とは「対」を意味するヘブル語 nin zugh の複数形であるが、このことは、ギリシア語の *kyros* (「軛」の意)なほしは *kyros* (「一つがい」の意)に由来する。ズゴスは「首長」(*kyri nasi*)と「法廷(サンヘドリン)の父」(*kyri nrokh abh dein din*)とよばれる、二人一組のラビたちを指す。「首長」と「法廷の父」なる称号がいかなる地位を指していたのかは、よく分からない⁽¹³⁾。いずれにせよ、ソコの人アンティゴノスの次の世代から、有名なヒレルとシャンマイの時代まで口伝律法を継承したのが、この二人一組のズゴスである。その期間は五世代、大体紀元前一六〇年頃から紀元前後頃に至る、約一世紀半に当ると考えられている⁽¹⁴⁾。第五代目のヒレルとシャンマイをもってズゴスの時代は終わり、次のタンナイム期に入る。「ビルケ・アボス」一章のラビの系譜はタンナイム期の三人のラビの名をもって終わっている。

タンナイム(*tanaim*)とは「教師」を意味するタンナ(*tanai*)の複数形であるが、特にズゴスの後をうけて『ミシュナ』の編纂までの約二〇〇年間に活躍したラビたちを指す。タンナイム期の重要な教師(ラビ)としては、使徒行伝二二三においてパウロの師とも言われるラバン・ガマリエル二世(ヒレルの子)、紀元後七〇年のエルサレム陥落に際してヤブネ(ヤムニア)にユダヤ教の学園を建てて律法研究の中心地としたラバン・ヨハナン・

ベン・ザツカイ(ヒレルの高弟)、バル・コクバを擁立して第二次ユダヤ戦争(紀元後一三二年—一三五年)に参加し、敗戦後処刑されたと伝えられるラビ・アキバ、ユダヤ教の中心地がヤブネ(ヤムニア)からガリラヤへ移った後の最大の指導者と言われる、ラビ・メイル、などの名が挙げられる。タンナイム期の最後にそびえ立つのが、ラビ・ユダ(一三五年頃—二二〇年頃)である。ラビ伝承におけるその傑出した地位の故に、ラビ・ユダ・ハナシ(hanasi「首長」)と呼ばれ、また単にラビと言えは彼を指すほどである。このラビ・ユダの指導のもとに、後二〇〇年頃にとめられたのが、『シシュナ』である。

三 シシュナ

シシュナ (שִׁשְׁנָה mishnāh) というのは、「反復する」(「反復して」)「学ぶ」という意味のヘブール語の動詞 שִׁנְיָה shānāh に由来する名詞で、「反復」「口伝による教育」「口伝律法、慣習法」を意味する。この最後の意味においては、シシュナはハラカと同義語ということになり、資料の中にはそのような語法も認められるが、一般に、ハラカを集めたものをシシュナと言う。しかし、特に、ラビ・ユダの編纂になる口伝律法の集大成のことを、シシュナと呼ぶ場合が多い。『バビロニア・タルムード』は、他のシシュナ集大成 (mathithā' מַתִּיתָהּ נִשְׁנָה) と呼ばれ (これに対して、(「と区別して、ラビ・ユダのシシュナを」)「われわれのシシュナ」(mishnātehā מִשְׁנַתְּהָ וְנִשְׁנָה) と呼ぶ (これに対して、『パレスチナ・タルムード』は、逆に、ラビ・ユダのシシュナを mathithā' נִשְׁנָה mathithān と呼び、他のシシュナ集成を mishnāyōth と呼ぶ)。英語では、ラビ・ユダのシシュナを the Mishnah と呼ぶ Mishnahs から区別する場合もある。われわれは以下において、ラビ・ユダの the Mishnah を『シシュナ』と表記することにす

すでにズゴスの時代、賢者たちの活動が活発になるにつれて、様々なミシュナが存在していたものと思われる。ミシュナ編纂の動きは、タンナイムの時代、特にヤブネ時代に入って、ますます活発になったことであろう。中でも、ラビ・アキバのミシュナ編纂は有名である。ラビ・アキバのミシュナがラビ・メイルの手を経てラビ・ユダに伝えられ、これが『ミシュナ』の基礎となったと伝えられる。

たとえば、『バビロニア・タルムード』「サンヘドリン」八六aには、「われわれのミシュナは、特に（特定のラビの）名前を挙げることなしにある見解が伝えられている場合には、メイルに基づいている。同様に、『トセフタ』はネヘミアに、『シフラ』はラビ・ユダ・ベン・エライに、『シフレ』は……」と記されており、また『ミシュナ』「サンドリン」三・四には、「ラビ・アキバのミシュナはその見解。しかし最初のミシュナは……」ということばも見出される。ただ、ラビ・アキバやラビ・メイルのミシュナが文書化されたものであったか否かは、明瞭でない。タンナイム期のラビ伝承における口伝（暗唱）の強調から考えて、たとえ部分的には書き留められた場合があったにしても、全体としては、文書化されていなかったとも考えられる。

おそらく、ラビ・ユダはこの他にも、様々なミシュナを利用したものと思われる。⁽¹⁾ いずれにせよ、『ミシュナ』は口伝伝承の集大成であり、『ミシュナ』の完成をもつて、口伝の歴史に一線が画されたのである。⁽²⁾ 以後、『ミシュナ』はユダヤ教において正典的な位置を獲得することになる。

先に、ミシュナとはハラカを集めたものことである、と書いた。一般的に、「ミシュナ方式」とは、ハラカの非ミドラッシュ的な——すなわち、聖書の典拠を示すことのない——提示を指す。しかし、実際の『ミシュナ』の内容は、非ミドラッシュ的なハラカに限定されない。四一頁に記した四種類の口伝伝承がすべて『ミシュナ』の中に認められるのである。

『ミシュナ』の内容は、もちろんハラカを中心とする。非ミドラッシュ的なハラカの例としては、「ペラコス」一・二(「朝何時からシユマを朗唱すべきか。青と白とを識別できるようにするや否やすぐに」)を挙げることができる。このような無味乾燥な、法規だけをそのまま提示するやり方が、「ミシュナ方式」の特徴である。

これに対して、聖書の典拠(および、その解釈)と共に法規をしめす、ミドラッシュ的なハラカの例は、「エバモス」一二・六(「ハリツァ(Halitsah, 申命記二五7—10参照)の定式は、以下のごとくである。ある人とその人の亡くなった兄弟の妻とが法廷に来ると、彼ら(裁判官)はその人にふさわしい助言を与える。というのは、『そのとき町の長老たちは彼を呼び寄せて、さとさなければならぬ』(申命記二五8)と記されているからである。……」)にまとめられる。⁽³⁾

『ミシュナ』はハラカのみでなく、ハツガダをも含んでいる。非ミドラッシュ的なハツガダの例は、「ビルケ・アボス」の中に認められる。「ビルケ・アボス」の大部分は、聖書の典拠を示すことなく語られるラビたちの箴言である。ミドラッシュ的なハツガダの例としては、「ペラコス」九・五(「人は幸の故に神をほめ称えるのと同様に、災いの故にも神をほめ称えなければならぬ。『あなたは心をつくし、精神をつくし、力をつくして、あなたの神、主を愛さなければならぬ』(申命記六5)と記されているからである。……」)を挙げることができる。⁽⁴⁾

しかし、右に示した四つの型に従って『ミシュナ』の内容すべてを割り切ることができない。聖書の箇所が明示してなくとも、聖書的な根拠が明白に含意されている場合もあり、ハラカとハツガダの境界が明確でない場合もある。ハツガダは何らかの意味でハラカとの関わりの中で語られる場合が多いことを考えれば、これは当然であろう。

『ミシュナ』の編纂をうながした要因として、複数の学派や教師たちの間で様々な問題について意見や解釈の相違が生じていたこと、そのような状態が社会生活全体に混乱をひき起こす恐れがあったこと、などを挙げることができ

る。一般に、特定のラビの名との関わりなしに記されている法規は、このような論争の対象となることなく、普遍的に承認されたものと考えられる。もっとも、そのような法規の中には、ラビ・ユダの意見を反映しているものもあることは、予想される。これに対して、多くの法規は、それをめぐる論争と共に記されている。中でも、ヒレル（学派）とシャンマイ（学派）との論争は有名である。時には対立した意見が併記されたままで終わっている場合もある。『ミシュナ』編纂の時代には、まだ論争の決着がつかないことを示すものである。しかし、より一般的なものは、「しかるに、賢者たちは言う……」、あるいは、「賢者たちによれば……」という定型句によって、公認的な立場が明示され、論争に決着がつけられている場合である。総じて、『ミシュナ』の中に認められる活発な議論は、タンナイム期における、そして特にラビ・ユダの主宰する学園における議論を反映したものであろう。『ミシュナ』の編纂は、ラビ・ユダ個人の手に帰されるべきではなく、その主宰する学園とサンヘドリンの仕事と考えるべきであらう。⁽⁶⁾

『ミシュナ』はアラム語で記されているごくわずかの部分を除いて、ヘブル語で記されている。しかし、このヘブル語は、旧約聖書のヘブル語とは異なり、ギリシア語やラテン語からの借用を含み、とくにアラム語の影響を受けた、いわゆるミシュナ・ヘブル語である。ミシュナ・ヘブル語は『ミシュナ』の他に、後述する、『トセフタ』、『シフラ』、『シフレ』、『メキルタ』、および「ゲマラ」の古い部分に用いられている。ミシュナ・ヘブル語が、イエスの時代に少なくともユダヤ人の一部によって語られていたヘブル語であるか否かについては、議論が分かれている。⁽⁸⁾

三・一 『ミシュナ』の内容

『ミシュナ』は、各々が独立した六三の書物から成り立っている。この書物のことを、ヘブル語で *ספרי* *Hasse-*

kheth (複数形 khethot masekhtōth) と言う。マッセケスとは、元来「織物」の意である。これは、英語の text がラテン語の texere「織る、編む、組み合わせる」の過去分詞形 textus に由来していることと類似している。マッセケスは英語では tractate あるいはまれに、tract, treatise と訳される。日本語では「部」「項」「項目」など、様々に訳されているが、筆者としては「書」ないしは「巻」が適當ではないかと考えている。各マッセケスはいくつかの perek peraq に、さらに各ペレクはいくつかのミシュナに分けられる。ペレクは「区分、部分、期間、季節」を意味する語であり、英訳の chapter を参考にして「章」と訳するのがよいであろう。マッセケスの下位区分としてのミシュナは、一般に「節」と訳される。ただし、英語では section, paragraph などと訳すことから明らかかなように、『ミシュナ』の一節は、一般に聖書の節よりはむしろ「段落」に近い分量から成り立っている。なお、このミシュナ(＝節)は、『パレスチナ・タルムード』ではハラカと呼ばれている。ミシュナとハラカが同義に用いられている例である(四三三頁参照)。

『ミシュナ』を引用する場合には、マッセケスの名前の後に、章と節の番号を続けるのが普通である。たとえば、口伝律法の起源を記した箇所は、「ビルケ・アボス」一・一と表記される。『ミシュナ』の六三のマッセケスには、一つ一つ名前が付いている。その名前は、マッセケスの取り扱っている主題に由来する場合がほとんどであるが、(旧約聖書のいくつかの文書の場合と同じように)マッセケスの冒頭のことばがそのまま表題として用いられている場合もある。

六三のマッセケスは、六つの ṭo sēther (複数形 ṭo sēthārim) に分けられる。セデルとは「列」「配列」「順序」の意である。セデルは英語では order と訳されている。日本語では「篇」や「部」などと訳すこともある。一般に、『ミシュナ』の引用に際しては、セデルの名は示さない。

六つのセデルの順序は、すでに古くから確立していたようであるが、各セデル内のマッセケスの順序には、写本によって多少の異同がある。左に示す順序は Dabny によるもので、Strack も「ギッティン」と「ソタ」が入れ替わる以外は、これと同じである。

後にふれるように、『トセフタ』と『タルムード』は、基本的には『ミシュナ』と同じ構成になっている。そこで、以下に、『ミシュナ』の内容を、マッセケスごとに、ごく簡単に紹介することにした。

第一セデル **ゼライム** (zar'im. zera. の複数形)。「種子」の意。農業および農産物に関する規定を含む。食物は人間生活の最も基本的な要素なので、ゼライムがミシュナの冒頭に置かれている。ゼライムには一一のマッセケスが含まれる。『バビロニア・タルムード』はベラコス以外第一セデルのゲマラを欠く。

一、**ベラコス** (berakhōth. barakhāh の複数形)。九章。「賞讃」「祝福」の意。ユダヤ教の祈りでは、始めと終りの一方または両方に、「主よ、汝はほむべきかな (barakh)」という句が来ることが多い。そこでベラカは「祈り」を意味するようになった。様々な祈り——ユダヤ教の最も重要な祈りであるシエマ shema (申命記六4—9、一一13—21、民数記一五37—41から成る。シエマの名は申命記六4冒頭のことば「聞け shama」に由来する)、や安息日・祭日の祈り、食前食後の祈りなど——に関する規定。ゼライムで扱われるものはすべて神からの賜物である故に、造り主に祈りと感謝を献げることをもってゼライム——ひいては全『ミシュナ』——が始められる。石川耕一郎氏による、詳しい解説と注の付いた邦訳がある。

二、ペア (paga) 。八章。「一部分、隅」の意から転じて、「畑の片隅」すなわち「貧しい人々のために残しておかれる收穫の一部分」の意。レビ記一九九、10、二三22、申命記二四19—22、に記されている「落穂拾い」に関する規定、および、申命記一四28—29、二六12に記されている「貧者のための十分の一」(五〇頁参照)に関する規定。

三、デマイ (damay、または demay) 。七章。「疑い」の意から転じて、「十分の一をきちんと献げてあるかどうかははっきりしない産物」、つまり「宗教的に完全に信頼できない食物」の意。アム・ハアレツから農産物を購入する人は、そのアム・ハアレツが十分の一を献じているかどうか疑わしい故に、買ったものの十分の一を神殿に献げなければならぬ。このことに関する規定。これには聖書の根拠は無い。

四、キライム (kilayim) 。九章。「二種(のもの)の結合」の意。レビ記一九19および申命記二二9—11の禁止している、二種の種子や二種の糸や布などを一緒に使うこと、に関する規定。

五、シェビス (shabith) 。一〇章。「第七年目」すなわち「第七年目の赦しの年」の意。七年目に土地を耕してはならないという命令(出エジプト記二三10—11、レビ記二五2—7、20—22)および七年目の赦しの年(申命記一五1—3、9—10)に関する規定。

六、テルモス (terumoth、terumah の複数形) 。一一章。「持ち上げられたもの」(この意味で「奉祭 Heave-offering」と訳すこともある)あるいは「区別されたもの」の意。テルマは特に産物の中から祭司のための献げ物として

區別すべき分を指す。⁽¹⁾このテルマに関する規定。

七、マアセロス (ma'serōth, ma'ser の複数形)。五章。「十分の一」の意。「十分の一」の献げ物は三種類に分けられる。(一)第一の十分の一はレビ人に与えられる(民数記一八21—24)。レビ人は自分が受け取ったものの十分の一を祭司に与える(テルマ。民数記一八26)。(二)第二の十分の一はエルサレムへ携え上ってそこで消費するか、または換銀してエルサレムへ携え上り、その金で食物を買って飲み食いする(申命記一四22—27)。(三)七年周期の三年目と六年目には、第二の十分の一は貧者に与える(申命記一四28—29、二六12)。「マアセロス」はこのうち「第一の十分の一」に関する規定。

八、マアセル・シヘニ (ma'ser shēni)。五章。「第二の十分の一」の意。右に説明した「第二の十分の一」に関する規定。

九、ハツラ (ḥallāh)。四章。「菓子」の意。民数記一五18—21に命ぜられている、麦粉で作ったパン菓子に関する規定。

一〇、オルラ (orlā)。三章。「包皮」「割礼を受けていないもの」の意。レビ記一九23—25の若い木の実——植えてから三年間は割礼を受けていないものとみなされる——に関する規定。

一、ビククリム (bikkurim, bikkūrah の複数形)。三章。「初物」の意。申命記二六1以下、出エジプト記二三16—19などに記されている「初物」に関する規定。

第二セデル モエド (mō'ēdh)。「定められた時」「祝祭」の意。様々な祝祭日に関する規定を集めたもの。一二のマッセケスを含む。

一、シャッパス (shabbath)。二四章。「安息日」の意。安息日に関する規定。

二、エルビン ('erūbh, 'arūbh の複数形)。一〇章。「混合」「融合」の意。エルブはシャッパスの規定を補う律法で、たとえば安息日に荷物を動かすことを許されている「家」の解釈を拡大するなどして、生活の実情に合わせようとするもの。

三、ペサヒム (pesāhim, pesah) の複数形)。一〇章。「過越祭」の意。過越祭の守り方に関する規定。複数形になっているのは、通常の過越祭の他に、それを守れなかった者のために「第二の過越祭」(民数記九6—12) が定められていたため。

四、シエカリム (sheqalim, sheqel の複数形)。八章。シケル (シケル) は銀貨の名称。シエカリムは三種類の神殿税の総称。それらは、(一)出エジプト記三〇11—16に命ぜられている半シケル。元来は人口調査の時一回のみの

はずであったが、毎年支払われるようになった。(二)レビ記二六1―8に命ぜられている「誓願時のシェケル」。(三)自由意志に従ってなされる献金。シエカリムはこれらに関する規定に加えて、神殿の管理運営にもふれている。『バビロニア・タルムード』はシエカリムに対するゲマラを欠く。

五、ヨマ (yômā)。八章。「日」の意。ここでは特に「贖いの日」(yôm kippûrim)を指す。「日」と言えば「贖いの日」を指すことから判るように、ユダヤ教の暦の中でも特に重要な祭日。大祭司による贖いの日の香の焚き方に関する、パリサイ派とサドカイ派の論争は有名である(ボウカー・一一六―九頁他参照)。ヨマは贖いの日の守り方に関する規定を集める。

六、スッカ (sukkah, sukkah)。五章。「仮庵」の意。仮庵の祭りの際の、仮庵の作り方と用い方、しゅろ、シトロ、柳、天人花の用い方、に関する規定。

七、ヨム・トブ (yôm tobh) または、ベツァ (betzah)。五章。ヨム・トブは「善き日」「聖なる日」「祭日」の意。ベツァは「卯」の意で、このマッセケスの冒頭のことば。これは、主な祭りの最初の日と最後の日に禁止されていることと許されていること、を扱っている。祭りと安息日との関係の問題も重要な位置を占めている。

八、ロシユ・ハシヤナ (rosh hashishanah)。四章。「新年祭」の意。「新年祭は四つある。ニサン月の一日……エルルの月の一日……ティシユリの月の一日……シェバトの月の一日」という書き出しで始まるが、以下の内容はも

ppらティシュリりの一日の新年祭に関わるもので、特に新月の確認法に重点が置かれている。ポウカー・五三、一九二、二一九、二二〇、二四九、二八六頁参照。

九、**タアニス** (ta^anith)。四章。「苦しみ」「断食」の意。「断食すべき日」に関する規定。

一〇、**メギッラ** (megillah)。四章。「巻物」の意から進んで、ふつう「エステル記」を指す。エステル記に記されている(九28)プリム祭の守り方——主としてエステル記を読むべき時と読み方——に関する規定。最後の二章は他の聖書の箇所を読むべき時と方法、およびその他のシナゴークに関する諸規定を含む。

一一、**モエド・カトブ** (mo'edh qaton)。三章。「小祝祭」(halfestival)の意。過越祭と仮庵祭の始めと終りの日(過越祭の一日と七日、仮庵祭の一日と八日)の間の日の守り方に関する規定。これらの日には、本来の祭りの日も幾分ゆるやかな規定が適用された。

一二、**ハギガ** (hagigah)。三章。「祝い」「祭りを祝うためにエルサレム巡礼すること」の意から発展して「祭りのために神殿を訪れる者の献げ物」の意。申命記一六16—17に命ぜられている三度の巡礼——過越祭、ペンテコステ、仮庵祭——の際の献げ物に関する規定を中心としている。

第三セデル **ナシム** (nashim)。「女」の意のイッシュァ (ishshah)の複数形。このセデルに含まれる七つのマッセ

ケスの内、五つは結婚に関わりのある主題を扱っている。他の二つは「誓い」に関するものである。「誓い」に関する聖書の典拠である民数記三〇3以下が、もっぱら女の誓いを扱っていることから、これらはナシムの中に入れられたのであろう。

一、エバモス (yehāmōth. yāhāmāh の複数形)。一六章。「義理の姉妹」の意。申命記二五5—10に記されているレヴィラート婚(死んだ兄弟の妻と、弟または兄が結婚する制度)、およびレヴィラート婚が行われない場合に執行されるべきハリツアの儀式に関する規定。ハリツア (hātsāh) とは「取り去ること」「脱ぐこと」、特に兄弟の妻と結婚しようとしぬい男の靴を脱がせること。ボウカー・一四五、一九五—六頁参照。

二、ケスボス (kehābhōth. kahābhāh の複数形)。一三章。「書かれたもの」「証書」、特に「結婚契約書」の意。夫は、離婚または死別に際して妻に一定の金額を支払うことを約束しなければならなかった。ケスバは、この約束を記した証書、または約束の金額、またはこのような制度をも意味した。ケスボスはこのケスバに関する規定を集める。出エジプト記二二16—17、申命記二二13—21、28—29を聖書の典拠としている。

三、ネダリム (nedhārim. nedher の複数形)。一一章。「誓い」の意。民数記三〇章に基いて、あるものの使用を自分自身に禁じ(物断ち)、あるいは自分自身の財産の使用を他人に禁ずる、誓いの定式的表現、およびその拘束力について取扱う。最後の二章(一〇章、一一章)が、妻または娘の誓いを無効にし得る、夫または父親の力についてふれている故に、「ナシム」の中に加えられている。なおミシュナには「誓い」に関する規定を扱ったもう一つの書

物「シエブオス」がある。英語ではネダリムを *noas*、シエブオスを *oats* と訳して区別している。前者を「誓願」、後者を「誓い」と訳することができるであろう。

四、ナジル (*nezi*)。九章。「節制せる者」「禁欲者」の意。民数記六 1—21 に記されているナジル人の誓いに関する規定。ネダリムの一形態と考えられる。

五、ソタ (*sothah*)。九章。「夫を裏切った女、またはその疑いのある女」の意。民数記五 11—31 に記されているソタの定式に関する規定 (一—六章)。ソタの文句 (定式的表現) その他いくつかの定式はヘブル語でなく何語で言ってもよいが、ハリツアなど他のいくつかの定式はヘブル語で言わなければならない、ということから、後半は、ヘブル語で言われるべき定式的表現その他に関する規定へとテーマが移行する。(ボウカー・一九七—二〇〇に「ソタ」九・一〇—一五の訳がある)。

六、ギッティン (*gittin. get* の複数形)。九章。「証書」、特に「離縁状」または「奴隸解放証書」を意味するが、特に断りがない時は前者の意味で用いられる。ギッティンは、離婚そのものよりも、主として離縁状の書き方、渡し方などに関する規定を扱う。(マタイによる福音書五 31 参照)。

七、キッドウシ、ハ (*quddashin. quddash* の複数形)。四章。「聖化」「奉獻」という基本的な意味から発展して、「祭司がその職務につく前になすべき洗手洗足」など様々な意味に発展した。ここでは「婚約」「結婚」の意。「婚約」

「結婚」(両者の間に厳密な区別は無い)に関する規定に続いて、妻の「獲得」との連想から(?)、奴隸、家畜、財産の獲得に関する規定へと移り、さらに子に対する親の義務などにふれる。

「女」に関するセデルが「結婚」をもって終っているのは象徴的である。「離婚」の後に「結婚」が来ているのは、申命記二四²の順序(離婚→結婚)によるものである、と註釈者は説明する。

第四セデル **ネズィキン** (nezīqin. nāziq. nēzeq の複数形)。「事故」「害(傷害、損害)」の意。この名は、このセデルの最初の三つのマッセケスに由来する。この三つは元来ネズィキンという名の一書をなしていたが、余りに大きすぎるので、便宜上三つに分けられたと言う。すなわち「ババ・カンマ」は人間と動物によって与えられた「害」、その場合の責任と償いに関する規定、「ババ・メツィア」は、盗まれた財産を発見した場合の規定、商取引全般、たとえば金貸し業、雇用関係などに関する規定、「ババ・バスラ」は不動産の所有とそれに関連した事柄に関する規定、からなっている。以上の三篇は民法を、「サンヘドリン」と「マッコス」は刑法を、「アボス」を除くその他の部分は両方を、扱うとされるが、実際はそのような民法と刑法との截然たる区別は不可能である。

一、ババ・カンマ (bābhā qammā)。一〇章。「最初の門」の意。

二、ババ・メツィア (bābhā meṣi'ā)。一〇章。「真中の門」の意。

三、ババ・バスラ (bābhā bathrā)。一〇章。「最後の門」の意。

四、サンヘドリン (sanhedrin = συνέδριον)。十一章。「議會」「最高法院」などと訳されている、ユダヤの最高司法機関 (別名ベス・ディン beth din) の裁判の手續、特に死刑に関する規定を扱う。

五、マッコス (makkoth. makkah の複数形)。三章。「傷」「打撃」から転じて、「鞭打ちの刑」の意になった。元来「サンヘドリン」と一体をなしており、偽証罪 (申命記一九16—21)、国外 (すなわち逃れの町) への追放、三九の鞭打ちの刑、に関する規定を含む。

六、シェブオス (shabbū'oth. shabbū'ah の複数形)。八章。「誓い」の意。四種類の誓い——「……することを誓う」「……しないことを誓う」「……したことを誓う」「……しなかったことを誓う」——、空しい誓い (ラクダが空を飛ぶのを見た) という類の誓い、偽証などについて取扱う。

七、エドゥウツヨヌ (eduyyōth = edhāyōth. edhūth の複数形)。八章。「証言」「証拠」の意。『バビロニア・タルムード』『ペラコス』二八aによれば、本書はラバン・ガマリエル二世 (後九〇—一一〇年頃) の退位に伴う混乱がきっかけとなってヤブネ (ヤムニア) でまとめられたという。しかしその後のラビの「証言」も含まれている。これはハラカに対するラビたちの「証言」を集めたもの。一〇〇の「証言」、通例に反してヒレル学派がシャンマイ学派よりも厳格であった三〇のケース、その他から成り立っている。本書の内容はほとんどすべてミシュナの他の部分に、主題に従って配置されている。従ってバビロニア、パレスチナいずれの『タルムード』にも本書に対するゲマラ

は含まれていない。

八、アボダ・ザラ (⁴⁴ahôdhâh zârâh)。五章。「偶像崇拜」「偶像」の意。偶像崇拜に用いられた器物や偶像崇拜者との交際に関する規定。

九、ピルケ・アボス (pirêqê 'abôth)。五章。「父祖たちの章(複数)」の意。「アボス」のみの方が本来の名のようで、その名で呼ばれることも多い。約七〇人にのぼるラビたちのことばを集めた箴言集。後代の付加である第六章を除く一―五章の全訳が教文館版「外典偽典」³(旧約偽典I)に掲載されているので、参照されたい。『パレスチナ・タルムード』は本書を含まず、『バビロニア・タルムード』は本書に対するゲマラを欠く。石川耕一郎訳(付解説・注)がある。

一〇、ホラヨス (hôrâyôth. hôrâyâh の複数形)。三章。「決定」「教え」の意。レビ記四1―21に基づき、サンヘドリンの誤まった決定、教えにより、個人または民の多くが誤まり導かれた場合に関する規定を集めたもの。誤まり犯した罪に対しても悔改めと償いが要求される。石川耕一郎訳(付解説・注)がある。

第五セデル コダシム (qôdhashim. qôdhash の複数形)。「奉献された(聖なる)物」「犠牲」の意。エルサレム神殿で献げられるべき犠牲に関する規定を中心的に取り扱う。九つのマッセケスから成る。『パレスチナ・タルムード』はこのセデルに対するゲマラを欠く。

一、ゼバヒム (zadhahim. zebhah) の複数形)。一四章。「動物犠牲」の意。七種類の鳥獣の犠牲に関する規定。七種類とは、(一)様々な機会に献げられる全焼の犠牲 (oleth)、(二)祭儀的なあやまち (故意ではない) に対するあがないの犠牲 (taftah)、(三)社会的な(つまり祭儀的でない) あやまち (故意ではない) で、償いがなされた後に献げられるあがないの犠牲 (asham)、(四)「平和の献げ物」「酬恩祭」「伴食の犠牲」などと訳されるもの (shelamim)、(五)動物の初子の犠牲 (bakhor)、(六)レビ記二七三二に定められている家畜の十分の一の犠牲 (na^aser bahamah)、(七)過越祭の犠牲 (pesah)、以上である。

二、メナホス (manahoth. minhah) の複数形)。一三章。「穀物の献げ物(穀祭)」の意。元来は「供え物」一般を意味していたが(創世記四三)、後には、小麦と油の献げ物に限定されるようになった。この献げ物に関する規定。

三、フリン (hulin. hoi) の複数形)。一二章。「けがれたもの」「きよめられていないもの」の意。獣、鳥、魚、乳製品など食物全般にかかわる規定。特に食用の動物の殺し方に関する規定は詳細である。

四、ベコロス (bakhoroth. bakhorah) の複数形)。九章。「初子」の意。出エジプト記一三二その他に記されている初子の聖別奉獻に関する規定。ロバの初子、牛の初子、羊の初子、人間の長男、などに分けて細かい規定がある。

五、アラキン (arakhin. erekh) の複数形)。九章。「評価」「値づもり」の意。レビ記二七章参照。人がその身体、

家、畑などを主に献げる場合のそれらの「値づもり」に関する規定。「値づもり」された金額をそれらのものの代りに神殿に献げるのである。

六、テムラ (tamulā)。七章。「交換」「代用」の意。ひとたび犠牲獣として聖別した家畜を他の家畜ととりかえてはいけない、というレビ記二七・九—一〇、三三の命令に関する規定。実際は「とりかえ」は行われていたのであり、テムラはこの「とりかえ」とそれに伴う罰則（鞭打ち）に関する規定を含む。さらに、犠牲獣として聖別された家畜の子供、犠牲に供するにふさわしくない家畜、などに関する規定をも含む。

七、ケリソス (kerithoth. karēth の複数形)。六章。「切断」の意から転じて「追放」「根絶」さらに「神の刑罰としての突然の死」の意になった。カレスをひき起こす罪が列挙されるが、もしもこれらの罪が故意のものであれば罪祭を（レビ記四二七以下）、罪を犯したか否かはっきりしない場合にはそれに応じたあがないの献げもの (suspensive guilt offerings) を供えることが定められる。

八、メイラ (me'iah)。六章。「違犯」「背信」「瀆神」の意。神殿の財産を不注意に悪用・誤用することに対する、罰則。レビ記五一五—一六に基づく。

九、タミド (tamidh)。七章。「継続的な、毎日くり返される行為」、特に「日毎の火祭」（民数記二八三）の意。祭司による監督、神殿の器具の日毎の点検、灰の除去と新しい火の点火、羊の殺し方、さばき方、香の焚き方、祈り、

レビ人の歌う詩篇、など、日毎の火祭全般にわたる規定。『パレスチナ・タルムード』は本書に対するゲラマを欠き、『バビロニア・タルムード』のゲマラはごくわずかである。

一〇'ミッドス (middōth. middāh の複数形)。五章。「寸法」の意。ヘロデス大王の復修した第二神殿の寸法と見取図を伝えている。本書に対するゲマラは無い。

一一'キンニム (qinim. qinnā' あるいは qen の複数形)。三章。「巢」中の鳥「犠牲用の一つがいの鳥」の意。トラー (レビ記五7-10、一二8、一四22、30、31、一五14、15、29、30、民数記六9以下) によれば、死体にふれて汚れた者、伝染病などの癒された者、出産後の女、純潔の誓いを全うできなかったナジル人、などは、ハト一つがいを献げなければならない。また、貧しい者は、さらに高価な犠牲の代りにハト一つがいを献げることが許される場合もあった。これら鳥の犠牲に関する規定を含む本書は、しばしば余りにも微細にわたりすぎて、その真意がつかみ難く、註釈たるゲマラの存在しないこととあいまって、中世以降の註解者たちを悩ませている。

第六セデル トホロス (foh'ōth. foh'āh の複数形)。「聖潔」「清浄」の意。一般に儀式との関連で不浄とされたもの、その他の不浄なものの取り扱い、またそれらの浄化に関する規定を含むこのセデルは、後七〇年の神殿崩壊後はその大部分が具体的な意味を失った。一二のマッセケスからなる。バビロニア、パレスチナいずれの『タルムード』も「ニッダ」以外にはゲマラを欠く。

一、ケリム (keim. keii または keii の複数形)。三〇章。「器具」の意。しかしここではケリムはさらに広く、器具、衣類、武器などあらゆる種類の道具を含んでいる。これらの道具類の不浄、および不浄の疑いに関する規定。

二、オホロス (oh'oth. ahii の複数形)。一八章。「汚れたもの」と同じ屋根の下にあること」の意。汚れの伝染、——たとえば死体にふれたり、死体と同じ屋根の下にあるもの(者と物)、は二次的に汚れたものとなる——とその伝染期間などに関する規定。

三、ネガイム (nagha'im. negha' の複数形)。一四章。「疫病」「らい病」の意。人間のみでなく、家や衣類に認められるらい病の徴候の識別法に関する規定。レビ記一三、一四章、申命記二四8を典拠とする。

四、バラ (pārah)。一二章。「雌牛」特に「赤い雌牛」のこと。民数記一九1以下に記されている「汚れを清める水」(汚れない赤い雌牛を焼いた灰を水にとって作る)に関する規定。ポウカー・一二〇—三、二〇六—八頁他参照。

五、トホロス (toh'oth)。一〇章。第六セデルと同名。飲食品が何にどのように触れることによって、どの程度汚れるか、という点に関する規定。器具その他に関する同様の規定も含む。アム・ハアレツ、盗人、取税人は汚れをもたらすものとされる。

六、ミクワオス (miqwā'oth. miqwēh の複数形)。一〇章。「水ため」、特に「汚れを受けたものを浸すべきプ

ール」の意。プールは全身が水に浸ることができると大きく、四〇セア(約二七〇リットル)の水がなければならぬ。ただし泉の水の場合にはこれより少なくてもよい。水は自然から直接——雨水、泉や川の水などを、器を経ないで——プールへ入れなければならない。

七、ニッダ (niddah)。一〇章。元来「分離」「不浄」の意だが、転じて「月経期間」「月経の女」「月経による不浄」の意になった。月経後の身の清め方、月経による汚れの期間など、レビ記一五19—30、一二4以下に記されている女の不浄に関する規定。『パレスチナ・タルムード』のゲマラは四章の始めまでしか残っていない。

八、マクシリン (makshirin. makshir の複数形)。六章。「準備、支度」という意味から「食料品を汚れの疑いのある状態にするもの」という意味へと発展した。農産物は畑にある間は、ある種の液体にふれない限り汚れることはない。畑の農産物を汚す液体およびその液体の影響に関する規定。Neusner, *Form-Analysis* は「マクシリン」の詳細な分析の報告である。

九、ザビム (zabhim. zabh の複数形)。五章。「弱い者」の意。レビ記一五1—15、25—30に基づき、流出のある男子をザブ、流出のある女子をザバ (zabhan) と呼んだ。恐らく性病患者のことが主として考えられているのであろう。流出の者の汚れの伝染に関する規定、流出が止んだ場合の清めの儀式に関する規定を含む。

一〇、テブル・ヨム (tebuhl yom)。四章。tebuhl は「浸す」という意味の動詞 tabhal の受動分詞。テブル・ヨ

ムは「その日に浸された者」の意。レビ記二二6—7に定められているような「夕まで汚れている」とされている汚れを受け、定めに従って清めの水に身を浸した者は、日没まで「第二級の（半分の）汚れ」の状態にあるとされる。このような状態の者をテブル・ヨムと呼ぶ。彼はテルマ（挙祭）にふれてはならず（彼のふれたテルマは無効になる）、聖別された食物を食べてもいけないが、その他の一般の食物に汚れを移すことは無い。これらの点に関する細かい規定を含む。

一、ヤダイム (yadayim, yadh の双数形)。四章。「手」の意。手は日常生活の中で様々な汚れを受けやすいので、常に「第二級の汚れ」の状態にあると考えられていた。テブル・ヨム参照。本書は手の汚れと洗手に関する規定を含む。ポウカー・二〇九—二一三頁参照。

一、ウクツイン (uqshin, uqats の複数形)。三章。「とげ」「刺」^{いば}、さらに「茎」「花梗」「葉柄」などの意。主として植物について、どの部分が汚れている疑いがあるか、また汚れを伝える部分——それが汚れると他の部分に汚れを伝え、他の部分が汚れるとそれに汚れが伝えられる部分——はどれか、という点に関する規定。

以上が『ミシュナ』六三巻のごく簡単な内容紹介である。

四 『トセフタ』

『ミシュナ』は口伝律法の最も権威ある集成となったが、『ミシュナ』の選にもれた口伝律法は他にも多くあったの

である。タンナイム期の口伝律法で『ミシュナ』の選にもれたものをバライサ *baraytha* と呼ぶ。バライサは「外部の」ないしは「外」の意であり、『ミシュナ』の外の口伝律法という意味である。バライサは『タルムード』の中に多く引用されている。『ミシュナ』編纂後まもなく、バライサの編纂が行われた。このバライサの集大成を『トセフタ』 *tosefta* と呼ぶ。これは「補遺」(supplement)の意であり、いわば『ミシュナ』の外典にあたる。その編纂は三世紀半ば頃と言われる。⁽¹⁾

『トセフタ』は『ミシュナ』と同じく六つのセデルから成るが、マッセケスの数は五九である。「アボス」、「タミド」、「ミッドス」、「キンニム」の四つを欠くためである。

『トセフタ』の一部は、ボウカー・二一四—二二八頁、および『原典新約時代史』(山本書店)五一—二頁に、訳出されている。なお現在 The Jewish Theological Seminary of America から S. Lieberman による *The Tosefta* (テキスト) および *Tosefta Kri'shuah* (註釈) が刊行中であり、又 G. v. Kittel と K. H. Rengstorf の編纂による *Rabbinische Texte* (W. Kohhammer: Stuttgart) の第一シリーズとして、『トセフタ』のテキスト・ドイツ語訳・註釈が刊行中である。

五 『ラビ・ナタンのアボス』

『バビロニア・タルムード』の第四セデル(ネズイキン)に対する補遺の中に、『ラビ・ナタンのアボス』 *Abot de-Rabbi Nathan* (אבות רבנן) なる一書が含まれている。これは『バビロニア・タルムード』の一部を成すものではない。

本書は『ミシュナ』中の一書「ピルケ・アボス」に対する、講解的な註釈本である。「ピルケ・アボス」中の箴言

を短かく解説し、旧約聖書の章句との連絡を示し、あるいは、歴史的な物語や伝説を引いて説明するのである。引用されるラビたちはすべて Mishnah 時代に属するので、本書の中核的な部分はタンナイム期に由来すると思われる。一八八七年に校訂本を出版したシェヒターは、伝承を二つの系統に分類した。すなわち、『タルムード』への補遺として伝えられた伝承を A とし、その他の写本伝承を B と名付けたのである。伝承系統 A、B と「ビルケ・アボス」の関係は以下のごとくである。

	A	B	「ビルケ・アボス」
	1 11	1 23	1 1 11
	12 19	24 29	1 12 18、2
	20 30	30 35	3 4
	31 41	36 48	5

ラビ・ナタンというのは紀元後二世紀の中頃、ガリラヤのウシヤにおいて、「学頭」(rabbi) ラバン・シメオン・ベン・ガマリエル二世の許で「副学頭」とでも言うべき地位 (Eish Beth din) にあった人で、バビロニアから移住して来たために「バビロニアの人」と呼ばれていた。ただし「アボス」に対する註解を含んでいることから明らかなように、この人物が本書を著したはずがなく、標題の意味は不明。あるいは後代に同名の別人がいたと考えるべきであらうか。むしろ、ラビ・ナタンによって、本書の中核的な部分の一部がまとめられたために、この標題が与えられた、と考える方が自然であらう。

なお本書の一部はボウカー・二九三―五頁に訳出されている。

六 タルムード

『ミシュナ』の編纂をもってタンナイムの時代は終りを告げる。ラビ・ユダの弟子たちは、タンナイムの最後の世代（一般に第五世代と呼ばれる）に数え入れられる場合もあり、タンナイムと次のアモライムとのいわば「中間時代」を構成すると考えられる場合もある。

この世代の次の世代からタルムードの編纂に至るまでの時代に活躍した教師たちをアモライムと呼ぶ。アモライム *amora'im* とは、「語る者、講師、註釈家」を意味する *amora'* の複数形である。『タルムード』にパレスチナとバビロニアの二種類があるのに対応して、アモライムもパレスチナ・アモライムとバビロニア・アモライムの二つに分けられる。彼らの活躍した時代をアモライム期と呼ぶ。パレスチナとバビロニアでは、『タルムード』の編纂の時期にずれがあり、その分だけアモライム期の長さもパレスチナとバビロニアでは異なることになる。

タルムード *Talmud* *talmudh* は、「教えること」「教え」「学ぶこと」「研究」「註釈」などの意味を持つことばであるが、特に『ミシュナ』の研究、註釈を指して用いられるようになった。

『タルムード』は『ミシュナ』に対する註解の形をとる。この註解を「ゲマラ」と言う。ゲマラ *gemara* とは、「完成する」「研究する」という意味の動詞 *gamar* の名詞形であり、一般に「口伝、伝承の記憶」を意味するが、特に『ミシュナ』の完成後、口伝の内容を成してきたもの、という意味で、『タルムード』に含まれている『ミシュナ』の註釈を指すことになった。『タルムード』は『ミシュナ』本文と、その註釈たるゲマラとから成り立っているのである。ただしこの「註釈」とは極めて広義の註釈であり、『ミシュナ』をめぐるあらゆる議論や逸話など

が集められ、『ミシュナ』が総じてハラカ的であったのに対して、ハガダ的な要素が多くなっている。

『タルムード』はヘブル語とアラム語で記されている。そのヘブル語は、ミシュナ・ヘブル語よりもさらにアラム語の影響を強く受けたヘブル語で、外来語の借用も多い。『パビロニア・タルムード』は東方アラム語を、『パレスチナ・タルムード』は西方アラム語（特にガリラヤ地方のアラム語）を用いている。

六・一 『パレスチナ・タルムード』

『パレスチナ・タルムード』（または『エルサレム・タルムード』とも呼ばれる）は、四世紀の後半に編纂された⁽¹⁾。編纂者として、ラビ・ヨハナン・バル・ナツバハ（二七九年歿）の名が伝えられているのは、『ミシュナ』にとってラビ・アキバが果たしたような役割をラビ・ヨハナンが『パレスチナ・タルムード』に対して果たした、という意味と解すべきである。ちなみに、ナツバハ *nappaha* とは「鍛冶屋」の意であり、バル・ナツバハは「鍛冶屋の息子」という意味になる。彼の外に、最終的な編纂者の名前は伝わっていない。

いずれにせよ『パレスチナ・タルムード』には、『ミシュナ』完成後にラビ・ヨハナンが学頭を務めたティベリアスの学園を中心として、ガリラヤにおけるユダヤ教の活動の拠点となったセツポリス、カイサレイアなどの学園で教えられ、議論されたことがらが集大成されている。全体の約六分の一がハツガダである。

『パレスチナ・タルムード』は、現在まで伝わっている形では、『ミシュナ』六三書中三九書に対するゲマラしか含まんでいない。すなわち、第五セデル「コダシム」全体、ニツダの一部（四章の最初までの部分）を除く第六セデル「トホロス」全体、および第四セデル中のエドゥクツヨスとアボス、計二四書に対するゲマラを欠いている。これらが始めから存在しなかったのか、伝承の途中で失なわれたのか、はよくわからない。

『パレスチナ・タルムード』Talmudh Yerushalmi は、その名称の後半のみをとりて Yerushalmi と呼ばれることもある。省略符号として PT (= Palestinian Talmud) を Y (Yerushalmi), J (Jerusalem), Pal, Jer などを用いられることもある。引用に際しては『シシュナ』の書名の後に、章・節を示す〔メギッラ〕一・九)、『印刷本の頁数を示す〕〔メギッラ〕七一b)、『または両方を示す〕〔メギッラ〕一・九・七一b)』などの方法がとられる。

なお従来、我々の利用し得る『パレスチナ・タルムード』の近代語訳としては M. Schwab の必ずしも信頼に足るとは言えない仏訳 (*Le Talmud de Jerusalem*, Paris, 1871-1889) を数えるのみであったが、最近 J. Neusner の編訳により *The Talmud of the Land of Israel* (U. of Chicago Press) が、M. Hengel, J. Neusner, P. Schäfer 編による *Übersetzung des Talmud Yerushalmi* (Tübingen: J. C. B. Mohr) がそれぞれシリーズとして着手され、遂次刊行されつつある。Neusner は、この作業と並行して *Judaism in Society: The Evidence of the Yerushalmi* (U. of Chicago Press, 1983) なる好著を著めつついる。

六・二 『バビロニア・タルムード』

『バビロニア・タルムード』は、五世紀の始め頃に、エウフラテス河畔のスラにおいて、ラブ・アシとラビナによって編纂された。しかしこれは彼らの個人的な業績というよりは、バビロニアのユダヤ人共同体全体が産み出したものと考えるべきであろう。『シシュナ』の場合と同じように、既にいくつかの「タルムード」が保存していた。三世紀初め(ラッパ・アリカがパレスチナから戻って、スラに学園を開いた、二一九年)以来バビロニアのユダヤ人共同体の精神的指導者の役割をはたしていた、スラ、およびネハルデアとその後を受け継いだプムベディサ Pumbeditha、の二大学園において研究され教えられてきた事柄は、既に二世紀にわたって蓄積されていた。三七一年から四二七年

までにスラの学園の学頭を務めたラブ・アシはこれらを集大成したのである。しかし『バビロニア・タルムード』編纂の業はラブ・アシの後も続けられ、最後のアモラと言われるラビナ・バル・フナ（四九九年歿）の手によって完成した。

『バビロニア・タルムード』は『ミシュナ』六三書の内二六書に対するゲマラを欠く。ゲマラを欠いているのは、「ベラコス」を除く第一セデル「ゼライム」のすべて、第二セデルの「シェカリム」、第四セデルの「エドゥッヨス」と「アボス」、第五セデルの「ミッドス」と「キンニム」、「ニツダ」を除く第六セデル「トホロス」のすべて、以上二六書である。「タミド」に対するゲマラは、一、二、四章にしか付されていない。その結果、『パレスチナ・タルムード』が三九書に対するゲマラを含むのに対して、『バビロニア・タルムード』は三七書（正確には三六書と半分）に対するゲマラしか含んでいないことになる。しかし『バビロニア・タルムード』の分量は、『パレスチナ・タルムード』の約三倍に及んでいる。『バビロニア・タルムード』はその重要性和權威においても『パレスチナ・タルムード』をはるかに凌駕し、『タルムード』と言えば『バビロニア・タルムード』を指すほどになった。なお『バビロニア・タルムード』の約三分の一がハラカ、約三分の二がハガダである。

『バビロニア・タルムード』Talmūdh Bahhī は、単に Bahhī と呼ばれることもある。省略符号として bT (=ba-bylyonian Talmud) や Bab さらに B などが用いられることもある。引用に際しては『ミシュナ』の書名と印刷本の頁数が示される（例「メギッラ」一八 a）。

七 ミドラシュ文献

ミドラシュ文献は二つのグループに分けられる。第一は、主としてモーセ五書の律法的な部分を扱ったもので、

「ハラカ的ミドラシュ」と呼ばれる。これらはまた、タンナイムのハラカ伝承を代表したものである故に、「タンナイムのミドラシュ」「Tannaitic Midrash」とも呼ばれる。これらの原形は紀元後二世紀にさかのぼると考えられるが、伝承者であるアモライムの編集作業が想定されている。その意味で年代決定は極めて困難である。これらは古代教会のカテナに類似している。

ミドラシュ文献の第二グループは「ハッガダ的ミドラシュ」と呼ばれる。これはさらに「釈義的 (expository) ミドラシュ」と「説教的 (homiletic) ミドラシュ」とに分けられる。カテナの性格は「ハラカ的ミドラシュ」と共通している。その編纂の一部は『タルムード』の編纂に並行し、大部分はそれ以降であるが、年代決定の困難性は「ハラカ的ミドラシュ」の場合と同様である。

七・一 ハラカ的ミドラシュ

1. 『メキルタ』(Mekhila)。メキルタは「度量」「規準」「規則」、さらに「聖書からハラカを引き出す規則」の意(アラム語)。ヘブル語のミッドラ *middah* に当る。『メキルタ』は出エジプト記のハラカ的ミドラシュである。出エジプト記二二―二三19の主として律法的な部分と、三一12―17、三五1―3を取り扱っている。本書の基礎になっているのはラビ・イシマエル(ラビ・アキバと同時代。一三五年歿)の学派のラビたちによるミドラシュであるが、ラビ・ユダに至る他の学派のラビたちのことばも引用されている。全体は九章(マッセケス)に分けられる。Cf. Strack, 201 (207); Moore, 135-8.

2. 『ラビ・シメオン・ベン・ヨハイのメキルタ』。ラビ・シメオンはラビ・アキバの弟子。これはイシマエル学派

の『メキルタ』に対する、アキバ学派の『メキルタ』である。構成は基本的には『メキルタ』と一致しているが、写本（伝承）系統によっては、多少の相異があり、『メキルタ』にない出エジプト記の一部に対するミドラシュを含むものもある。ハラカ的な部分において『メキルタ』との相異が顕著であり、ハッガダ的な部分においては相異が少なく両者に共通する部分が多い。Cf. Strack, 200 (207); Moore, 138-40.

3、『シフラ』(Siphra)。「書物」の意。正式の名称は「学校の書物」と言う。ユダヤ教の学園においては創世記からではなくてレビ記からトーラーの勉強が始められたため、レビ記の註解書たる本書がこの名で呼ばれるようになった。『シフラ』はレビ記全体を句節ごと註解している。ポウカー・三〇〇—三〇一頁にその一例がある。『シフラ』はアキバ学派によるレビ記註解である。レビ記八十一—〇七に対する註解は他の部分と措辞・内容を異にしている。また一八章と二〇章に対する註解はイシマエル学派のミドラシュとみなされる。これらの部分にはアキバ学派によるミドラシュが無かったため、後代の編纂者が他の材料をもって補ったのであろう。ギリシア語まじりのミシユナ・ヘブルで記されている。Cf. Strack, 200 (206 f.); Moore, 140-2.

4、『民数記のシフレ』。『シフル』(Siphre)はシフラの複数形。『シフレ』の名によって、民数記と申命記に対する二つのミドラシュが伝えられている。両者共に、編集は紀元後五世紀以降とされる(EJ)。

『民数記のシフレ』は民数記五に始まり三五34で終わっている。途中、物語部分を中心として、一三一—一四章、一六一—一七章、二〇—二四章、二九1—11、三一25—三五8などを欠いている。しかし物語部分も取り扱っており、それに応じてハッガダ的要素も多く認められる。本書はイシマエル学派に由来するが、アキバとその学派及びラビ・ユ

ダなどの註釈もしばしば引用されている。Strack, 201 (207); Moore, 143 f.; EJ 14, cols. 1519 f.

5、『申命記のシフレ』。本書の主要部分をなす申命記一二一—二六15 (法的な部分) に対するミドラシュはアキバ学派に由来する。『バビロニア・タルムード』における本書の引用と、伝えられている本文とが相異していることから、伝えられている本文はバレスチナ系統のものだと推測されている。

法的な部分に先行する一1—30、三23—29、六4—9、一一10—32に対するミドラシュの内 (Moore, 145 によれば) 前二者はアキバ学派とイシマエル学派の合作、後二者はイシマエル学派に由来する。Strack, 201 (208) は四つの部分すべてをイシマエル学派に帰している。法的な部分に続く三一14、三二1—三四12に対するミドラシュはアキバ学派、特にラビ・シメオン・ベン・ヨハイに由来する。

全体としてハッガダ的な部分もハラカ的な部分と同じくらいの分量を占めている。Cf. Strack, 201 (208); Moore, 143.

6、『シフル・スタ』(Siphre Zuta)。「スタ」は「小さじ」の意。『民数記のシフレ』がイシマエル学派に由来するのに対して、本書はアキバ学派による民数記のミドラシュとみなされている。中世における数多くの言及、引用にもかかわらず、本書の写本断片などが発見され、刊行されるようになったのは、一九世紀以来のことであり、本書の全体はまだ確認されていない。『民数記のシフレ』と同様、民数記五1で始まり、三五34で終わっていたものと思われる。本書には他の文献に現われない、あるいは『ミシュナ』と異なる、独自のハラカが認められる。ギリシア語まじりのミシュナ・ヘブル語で記されている。S. Lieberman, J. N. Epstein は編者としてバル・カッバラを想定する。

7、D・ホフマンは他のミドラシユ文献などから、上述とは異なる今一つの、申命記に対するミドラシユの残存と思われるものを収集した(D. Hoffmann, *Midrasch Tannaim zum Deuteronomium*, two parts, Berlin, 1908, 1909)。これはイシマエル学派に由来するものと考えられている。 Cf. Strack, 201 f. (208); Moore, 146.

右の概観によって、われわれは出エジプト記、民数記、申命記に関して、アキバ学派とイシマエル学派に由来する二種類のミドラシユを所有していることが明らかになった。主要部分がアキバ学派に由来する『シフラ』(レビ記のミドラシユ)の中にもイシマエル学派に由来すると思われる部分がある。これらのハラカ的ミドラシユは、タンナイムの聖書解釈とそのハラカへの適用を知るための貴重な資料である。

七・二 ハツガダ的ミドラシユ

A、釈義的ミドラシユ

1、『ペレシス・ラツバ』(Pere'sith Rabba)。「ラツバ」は「大きい」の意。「ペレシス」は創世記のヘブル語名。ハツガダ的ミドラシユの最古の集成は「ミドラシユ・ラツバ」と呼ばれる。この集成に属するものはすべて、聖書の書名のヘブル語形の後に「ラツバ」またはその女性形「ラツバスイ」(Rabbati)を付している。「ミドラシユ・ラツバ」に含まれるのは、モーセ五書とメギロス *meghilloth* (雅歌、ルツ記、哀歌、伝道の書、エステル記)である。この内『ペレシス・ラツバ』が最も古い。

『ペレシス・ラツバ』は、創世記の一節一節、時には一語一語に対する、釈義的ミドラシユである。しかし各部分へ

の導入部分に、説教的な要素も認められる。紀元後二、三世紀に由来する部分が多い。冒頭に現われるラビ・ホシヤはオリゲネスのカイサレイア滞在(二三一一二五〇年)と同じ頃にカイサレイアで活躍した教師であり、本書にはキリスト教に対する論争も認められる。全体の編集は『パレスチナ・タルムード』と同じ頃と考えられる。Cf. Strack, 209-12 (217 f.); Moore, 163-7.

2、『シモス・ラツバ』。『シモス』shamōth は「出エジプト記」のヘブル語名。出エジプト記一章までは、『ペレスス・ラツバ』と同様の釈義的ミドラシユであり、同書の続編とも見なされるが、出エジプト記二二章以下は、他のミドラシユ文献、特に「タンフマ」型のミドラシユ(後述七八頁)、の中にある説教を収集したものである。ツントツは編集年代を一一、一二世紀に置くが、E. E. Halevy は七世紀初頭を主張している。Cf. Strack, 208 (215); Moore, 167; Schürer (rev.), 94.

3、『エカ・ラツバスイ』。『エカ』Ekhah は「哀歌」のヘブル語名。エルサレム崩壊の記念日であるアブの月の九日とその前日とは、哀歌に関する講義が行なわれる習慣であった。本書はこのような講義に源を発している。『ペレスス・ラツバ』と同様の釈義的ミドラシユである。バル・コクバの戦いやローマ人による迫害など、歴史上の不幸な物語が多く収録されている。編集は『パレスチナ・タルムード』の少し後であるが(ツントツは七世紀後半を主張)、『ペレスス・ラツバ』や『ペンシクタ』と共通のより古い資料を利用していると考えられる。Cf. Strack, 212 (218 f.); Moore, 167 f.; Schürer (rev.), 95.

4、『コヘレス・ラッパ』。「コヘレス」は「伝道の書」のヘブル語名。伝道の書の各節ごとの註釈。伝道の書一、三、七、九からそれぞれ始まる四つの部分に分けられる。より古いミドラシユ文献(『ペレシス・ラッパ』、『エカ・ラッバスイ』、『シル・ハシリム・ラッパ』、『ベシクタ』、『ワウイクラ・ラッパ』)中の伝道の書に基づく序言や、『バレスチナ・タルムード』、『バビロニア・タルムード』のハガダ、が頻用される。大部分ミシュナ・ヘブル語で、一部アラム語で記されており、ギリシア語の借用語も多い。Cf. Strack, 213 f. (220 f.); *EJ* 6, col. 355.

5、『エステル・ラッパ』。本書は二つの部分に分けられる。「エステル・ラッパ I」はエステル記の最初の二章に對するミドラシユ。釈義は各節ごとになされている。素材はアモライム期にさかのぼるが、編集は、バレスチナにおいて、六世紀初頭以前と思われる。その言語はミシュナ・ヘブル語とガリラヤ・アラム語とのまざり合ったものである。

「エステル・ラッパ II」は、エステル記三 1—15 (ただし省略部分もある)に對するミドラシユ。第六章に、「エステル記への付加」(「モルデカイの夢」, 「モルデカイとエステルの祈」, 「王の前に立つエステル」)を含むが、これは『ヨシッポン』からの借用と考えられている。「エステル・ラッパ II」は「エステル・ラッパ I」の元来の後半部に後期の素材を加えて、一世紀ころにまとめられたものと考えられている。Cf. Strack, 214 (221); *EJ* 6, cols. 915 f.

B、説教的ミドラシユ

6、『ベシクタ』(または『ラブ・(アッバ・ベン・)カハナのベシクタ』)。「ベシクタ」Pesiqta は「割り当て」「部分」の意。祭日や重要な安息日になされた説教を集めたもの。その数と順序は写本によって多少異なるが、大体三二

とされている。その年代については定説がない。ツントツは、『ペレシス・ラッパ』、『ワッイクラ・ラッパ』、『エカ・ラッパスイ』との類似は、『ベシクタ』がこれらを利用した結果と考えて、編集年代を七世紀ころに置くが、ブーバー、シュトラックその他は、『ベシクタ』の方がこれらよりも古いと考えている。何世代にもわたって編集付加がなされたものとするれば、特定の年代に固定することはそもそも無理とらうことになる。(Cf. Strack, 202-4 (210 f.); Moore, 168 f.; Schürer (rev.), 96.

7、『ベシクタ・ラッパスイ』。『ベシクタ』と同様、祭日や特別な安息日のための説教集である。他のラビ文献の利用が顕著であり、特に『ベシクタ』からは五つの説教をそのまま再録している(一五—一八、三三、および一四の一部)。第一説教の著者自身が、神殿崩壊から七十七年たっていると述べている。これを第二神殿とすれば八四五年となり(Zuntz)、第一神殿とすると三五五年となる(M. Friedmann)。W. G. Braudeは「七十七年」を後代の付加として退け、編集年代として六—七世紀を想定してゐる。Cf. Strack, 205 f. (213); Moore, 169; Schürer (rev.), 97.

8、『ワッイクラ・ラッパ』。「ワッイクラ」Wayyiqra' は「レビ記」のヘブル語名。レビ記の章句による説教集。三七の説教の内、二五は三年周期の安息日用聖書日課に基づく。五つは祭日用の聖書日課に基づき、大筋において『ベシクタ』の説教と一致している(『ワッイクラ・ラッパ』二〇、二七—三〇、『ベシクタ』二七、九、八、二三、二八)。アラム語による格言の頻用が目立つ。紀元後五世紀にパレスチナでまとめられたものと想定される。(Cf. Strack, 204 (211 f.); Moore, 169; Schürer (rev.), 94; *EJ* 11, cols. 148-50)。

9、「タンフマ」。一五二〇—二二年にコンスタンチノーブルで「タンフマ」なる標題のミドラシユが出版された。これはその後一五六三年にマントゥアで出版された時に増補され、このマントゥア版がその後の版の基礎となった。標題は、その中に度々登場する、四世紀の著名な説教家ラビ・タンフマ・バル・アッパに由来する。本書は三年周期の安息日聖書日課に基づくモーセ五書全体の説教および、祭日の説教とから成り立っている。その特徴は、説教の前にハラカが置かれ、多くの場合来るべき救いの待望をもって説教が終ることである。ハラカは次の定型句で導入される。Yelammedhenū rabbeñū……「われらの師が教えたもうように……」。この後に問いと答えが続く。もつともこの問答の内容はハラカでない場合もある。

さて、中世の文献にしばしば「タンフマ」と「エラメデヌ」Yelammedhenū という標題の書物が引用されている。いずれの書物からの引用も、その多くは右に説明した「タンフマ」の中に見出されるが、その中に見出されない引用もある。そこで「タンフマ」と「エラメデヌ」とは同じ書物の別名なのか、別々の書物なのか、伝えられている「タンフマ」とそれらとはどのような関係にあるのか、という疑問が生じた。

一八八五年に S. Buber が *Midrash Tanhūmā*: 5 parts in 3 volumes を *Wina* で出版した。彼の本文はオクスフォード(あるいはヴァティカン)写本その他に基づいており、創世記、出エジプト記の部分においては前掲の「タンフマ」と著しく相異しているが、その後の部分に関しては両者はほとんど一致している。プーバ以後いくつかの写本や写本断片が発見され、出版されたが、それらは以前の版とはそれぞれ少しずつ相異している。このような状況の中で、タンフマの起源と伝承の問題の解明は、なお将来に残されている。

現在の段階では、「タンフマ」あるいは「エラメデヌ」は、右に示したような特徴をもった一群のミドラシユ文献に対する名称であったと考えられている。伝えられているテキストはハラカ的(タンナイム的)ミドラシユ、『パレ

スチナ・タルムード』、ミドラシユ・ラツバ、『ベシクタ』などから素材を借用している。ミドラシユ・タンフマ（エラメデヌ）は大体九—一〇世紀頃に盛んに作られたものと考えられている。

テキストはブーバー版かマントウア版の、いずれかの版から引用されるのが普通である。Cf. Strack, 204 f. (212); Moore, 169 f.; Schürer (rev.), 98.

10、『デバリム・ラツバ』。『デバリム』Dabharim は申命記のヘブル語名。三年周期の安息日聖書日課に基づく二七の説教集。ハラカをもって説教が始まるが、「タンフマ」の場合と異なり、「ハラカ。……」という型で、導入される。説教は、将来への慰めに満ちた約束をもって終る。『バレスチナ・タルムード』、『ベレシス・ラツバ』、『ワックラ・ラツバ』などが利用されている。ツントツは本書を九〇〇年頃の作品と考えている。Cf. Strack, 206 f. (214); Moore, 170 f.; Schürer (rev.), 94.

11、『ベミドバル・ラツバ』。『ベミドバル』Bamidbār は民数記のヘブル語名。本書は前半（一—一四章）民数記一—七章。全体の約四分の三）と後半（一五—二三章）民数記八—三五章）に分けられる。前半は、『ベシクタ・ラツバシ』や『エカ・ラツバシ』などと並んで中世の資料を利用しており、一二世紀中頃以降の作品と考えられている。後半はタンフマ型の説教集である。Cf. Strack, 207 f. (214 f.); Moore, 171; Schürer, 94.

12、『シル・ハシリム・ラツバ』、『シル・ハシリム』Shir hashshirim は「雅歌」のヘブル語名。雅歌に対する説教集。『バレスチナ・タルムード』、『ベレシス・ラツバ』、『ベシクタ』、『ワックラ・ラツバ』などを利用し、『シシ

ユナ』やバラライサからも引用している。Cf. Strack, 213 (220); Schürer (rev.), 94 f.

13、『ルツ・ラッバ』。ルツ記に基づく釈義とハッガダの集成。全体が八部に分けられる。二部と四部の冒頭に歴代志四21—23 a、一一13に対する註釈が置かれている。『パレスチナ・タルムード』『ペレスス・ラッバ』『ベシクタ』『ワツイクラ・ラッバ』などが利用されている。M. D. Herr (EJ 14, col. 524) は、アモライム期の素材をもとにして、六世紀にまとめられたもの、と考えている。Cf. Strack, 213 (220); Schürer (rev.), 95.

七・三 その他のミドラシユ

A 物語的ハッガダ

1、『メギラス・タアニス』(Megilath Ta'anih)。「断食の巻物」の意。過去における喜ばしい出来事の記念日である故に、断食や嘆くことが禁じられている日を記した曆。ボウカー・三〇六一—三〇六二頁に一部の邦訳がある。本文は極めて簡潔であり、われわれの歴史的な知識の少なさと相まって、記念されるべき事柄の実体が不分明な場合が多い。本文はアラム語で記されており、『ミシユナ』(「タアニス」二・八)および両タルムードにおいて、権威あるものとして引用されている。少なくとも本文の一部はエルサレム神殿崩壊以前にさかのぼる可能性がある。ユディト書八6(「彼女は安息日の前日と安息日、新月の前日と新月、イスラエルの家の祭りと喜びの日をのぞいて、寡婦になつてから毎日断食した」)は、この習慣の古いことを示している。伝承は本書を、タンナイム期第一期に属するハナニア・ベン・ヘゼキア(ベン・ガロン)に帰している。恐らく現在の形にまとめられたのは紀元後一〇〇年頃と想定されている。本文に対するヘブル語による註釈は、タルムード以降である。Cf. Strack, 12 (15); Moore, 160; Schürer

rer (rev.), 115 f.

2、『セデル・オラム』(Seder 'Olam = 'The Order of the World')。「世界の順序」の意か。後述の『セデル・オラム・ズタ』と區別して、『セデル・オラム・ラツバ』と呼ばれることもある。天地創造から始まる、旧約聖書を中心とした歴史書。ヘブル語で記され、ミドラシュ的解釈や敷衍によって潤飾されている。全体は三部に分かれ、各部分が一〇章ずつに分れる。最後の第三〇章はアレクサンドロス大王によるペルシア征服から、バル・コクバの乱に至るまでの歴史の簡単な要約である。伝承は本書を、ラビ・アキバの弟子でガリラヤのウシヤにおける学園再建に参加した、ラビ・ヨセ・ベン・ハラフタ(紀元後二世紀中頃)の手に帰しているが、おそらくアモライム期に編集(あるいは再編集)され、伝承過程で増補されたものと考えられている。『セデル・オラム』は『バビロニア・タルムード』の中で、タンナイム伝承を導入する定型句で引用されている。

『セデル・オラム・ズタ』なる、著者不明の中世初期の作品が伝えられている。大部分がヘブル語で、一部がアラム語で示されている。全体は一〇章から成り、一―六章はアダムからユダの王エホヤキンまでの五〇世代を記している。エホヤキンがバビロニアの初代の首長(exilarch)とされる。七一―一〇章はエホヤキンから、ササン朝ペルシアの支配下におけるバビロニアのユダヤ人首長の廢位に至る三九世代の歴史を記している。 Cf. Strack, 216 f. (225); Moore, 158 f.; Schürer (rev.), 115 f.

3、『ラビ・エリエゼルのピルケ』。別名『ラビ・エリエゼルのバライサ』または『ラビ・エリエゼルのハツガダ』。五四章からなる、物語的ハツガダ。エリエゼル・ペン・ヒルカノスの生涯の物語に始まり、天地創造から、アダム、

ノア、アブラハム、ヤコブ、モーセを経て、荒野の放浪に至り、ミリアムのらい病（民数記二二1—16）と青銅のへび（民数記二一4—9、三三41—44）の物語をもって終る。一四章で神の顕現が一〇回予告されながら、八回しか記されていないことから、本書は結尾部を欠くものと思われる。著作年代は八世紀（Zuntz）ないし九世紀始め（Strack）とされるが、さらに古い素材を利用していると思われる。Cf. Strack, 217 (225 f.); Schürer (rev.), 98; *EJ* 13, cols. 558-60.

4. 『*Σηφερ*』(Sepher Yosippou)。ヘブル語で記されている本書は、南イタリアにおいて、九〇〇—九六五年の間に、ある写本によれば九五三年に著された。著者は創世記一〇章の民族表から説き起こし、古代イタリア史、ローマ建国へと筆を進め、第二神殿時代へと移り、マサダの陥落をもって終る。著者はヨセフス（誤まってヨセフ・ベーン・ゴリオンと呼ばれる）の諸著作をラテン語訳を通して利用している。ヨシッポンというのはヨセフスのなまだったものであり、本書そのものがヨセフスの著作とみなされていた時期もあった。著者はさらに旧約外典をもラテン語訳を通して知っており、マカベア時代に関しては第一、第二マカベア書を利用している。

本書は中世を通じてユダヤ人の間で歴史書として愛好され、尊重され、伝承の過程で多くの増補改訂をほどこされた。Cf. *EJ* 10, cols. 296-8; Strack, 217 f. (226).

5. 『*ヤシヤルの書*』(Sepher hayyashar)。「正義の書」あるいは「義人の書」の意。標題はヨシユア記一〇13、サムエル記下一18に言及されている同名の書物による。アダムから士師の時代までの歴史を素材にした、倫理書。何故悪人も義人と共に造られたのか、神に対する愛と畏れ、悔い改め、祈り、善行などの主題を取り扱う。特にアリスト

テレス哲学の用語、概念の使用が目立つ。著作年代としては一一、一二、一三世紀などが考えられている。信頼できる批判的校訂本はまだ出版されていない。EJ 14, col. 1099; Strack, 217 f. (216).

6. 『セテル・エリヤフ』(Se'eter 'eliyahū. <ベル語。「エリヤの篇」の意か)または『タンナ・デベ・エリヤフ』(Tannā' dhabhē 'eliyahū. フラム語。「エリヤの家(II学派)の師(あるいは弟子)」の意)。「ハツガダ文学の宝石」と称される。本書の区分と素材の一部は『バビロニア・タルムード』「ケスボス」一〇六aに伝えられている。預言者エリヤがラブ・アナンに「セテル・エリヤフ・ラツバ」と「セテル・エリヤフ・ズタ」を教えたという物語に基づいている。律法に対する註釈と歴史的な叙述とから成るが、倫理的な目標が明瞭に打ち出されている。トラーの知識、祈り、悔い改め、の重要さが強調される。さらに、火を崇拜する者、聖書は受け容れるが『ミシュナ』は受け容れない者(キリスト教徒?)、を論難する。本書に含まれるハラカは、時に公認のハラカと異なるが、大体バレスチナのハラカと一致している。著者は自ら、ヤブネ出身で、エルサレムに住み、バビロンへやって来た、と語る。彼の寛容さは、「異邦人にせよユダヤ人にせよ、男にせよ女にせよ、奴隷にせよ女奴隷にせよ、その行為に従って、聖霊がその人の上に宿る」ということばに現われている。著作年代は三一〇世紀まで様々な推定がなされているが、定説はない。Cf. EJ 15, cols. 803 f.; Strack, 220 (227 f.).

B、釈義的ミドラシ

7. 『サムエル記のミドラシ』(Midrash Shamū'el)。前の預言者に対する唯一のミドラシ。全三二章の内、二四章がサムエル記上、八章がサムエル記下に対するミドラシ。大部分は他のラビ文献、ミシュナ、トセフタ、ミド

ラシユ文献などからの素材を聖書本文に対するハツガダ的註釈にまとめたもの。しかし一部には独自の部分もある。パレスチナ・アモライムは言及されるのに、バビロニア・アモライムが言及されないことから、パレスチナ起源と考えられる。編集は一一世紀以降と考えられている。Cf. *EJ* 11, cols. 1517 f.; Strack, 215 (223).

8. 『詩篇のミドラーシュ』(Midrash Tehilim)。写本や印刷本によって多少範囲に差があるが、詩篇の大部分に対するミドラーシュ。箴言一一二7の Shohar tobn (「善を求める者」ということばで始まる)ところから、「シヨヘル・トブ」とも呼ばれる。詩篇一一九一一五〇篇の部分は、それ以前の部分とは言語も主題も異なり、詩篇一一一八篇の部分よりも後代と見なされている。

諸写本および最初の版(コンスタンチノーブル、一五二二年)は詩篇一一八篇(ないしは一一九篇の一部)までしか含んでいない。第二版(サロニカ、一五二五年)は一一九一一五〇篇を含むが、これは「ヤルクト」などに含まれていた断片を集めたものとみなされている。「ヤルクト」に含まれていない一二三篇と一三一一篇を欠くことがこの説を裏付けている。

本書は、詩篇に基づく説教、詩篇への註釈のほかに、様々なハツガダを含んでいる。その中には、レムルスとロムルスに牝狼が乳を飲ませた話、「壁に耳あり」という箴言など、興味深い神話、伝説、物語、箴言が数多く含まれている。Cf. *EJ* 11, cols. 1519 f.; Strack, 215 f. (223 f.).

9. 『箴言のミドラーシュ』(Midrash Mishle)。箴言三章全体、七章と一八章のほとんどに対するミドラーシュを欠く。他のハツガダ的ミドラーシュに見られるような冗長さが無く、註釈は簡潔であり、その点近代以降の註釈に似ている。

序や導入句の無い点も他のミドラシュと異なる。タンナイム期の文献やアモライム・ミドラシュを利用し、バビロニア・タルムード』からも引用し、『ラビ・ナタンのアボス』の二つの版も知っているが、『パレスチナ・タルムード』は知らないようである。そこでバビロニアで著されたと考えられるが、シュトラックはこれに反対している。著作年代は不明。EJ 11, col. 1517; Strack, 216 (224).

C、ミドラシュ集成

10 『ヤルクト・シムオニ』(Yalqut Shim'on)。現在伝えられていないものも含めて、五〇以上の書物からの引用をもってする、全旧約聖書に対するミドラシュ選文集。中世以降数多く作られたこの種の選文集の中でも、最も有名であり、最も包括的である。写本等で伝えられている文献に対しては並行本文を提供する。『シフレ・ズダ』などいくつかの文献は本書を通してのみ知ることができる。編集者は一三世紀のフランクフルトのラビ、シメオン・ハ・ダルシヤン(Darshan)は「説教者、講師」の意)と言われ¹¹。Cl. EJ 16, cols. 707-9; Strack, 222 f. (230).

11 『レカハ・トブ』(Leqah Tobh)。標題は箴言四の legah tobh (すぐれた教訓)とすることがに由来すると同時に、編集者トビア・ベン・エリゼルの名にもかけていると言われる。ミドラシュとハッガダ文献からの選文集である。モーセ五書とメギロス(雅歌、ルツ記、哀歌、伝道の書、エステル記)に対するミドラシュを含んでいる。Strackによれば、編者は、ブルガリアのカストリアの生まれで、一〇七九年にいったんまとめられた本書を、一一〇七年と一一〇八年に再編集したと言う。本書は同時代のできごとへの言及を含み、またカライ派との争いをも反映¹²。Cl. EJ 11, cols. 1516 f.; Strack, 224 (232).

八、タルグム

バビロン捕囚後、ユダヤ人の間でアラム語の使用が一般化するにつれて、集会において、ヘブル語による聖書朗読に続いて、アラム語による翻訳ないしは敷衍が行なわれるようになった。この敷衍的翻訳は、やがて次第に固定した伝承となっていた。このアラム語による旧約聖書の敷衍的翻訳を *רוֹתַן תַּרְגֻּם* (*rothan targum* (複数形 *targumim*)) と呼ぶ。タルグムは「翻訳、解釈」を意味する。従って、タルグムの歴史はユダヤ教におけるミドラッシュの歴史と重なり合うものであり、ミドラッシュの原初的な形態がタルグムであった、と言うこともできる。タルグムはシナゴークの礼拝における聖書翻訳と聖書解説とを一体化したようなものである。タルグムの成立はセプテアギンタの成立と対比される。ギリシア都市におけるユダヤ人のシナゴークにおいて、聖書がギリシア語訳される必要があったことからセプテアギンタが生まれたように、パレスチナおよび東方アラム語圏のユダヤ人のシナゴークにおいてタルグムは生まれたのである。ただし、セプテアギンタとタルグムの間には、大きな相違がある。すなわち、前者は、確かに、擬人的表現を避け、分かりにくい表現を分かりやすく直し、さらには重要な解釈を付け加えている場合も少なくないとは言え、全体としてはあくまでも「翻訳」の枠内に留まっているのに対して、タルグムは、後に例示するごとく、翻訳と共にかなりの量の解釈を含んでいるのである。

ラビ伝承は、タルグムの起源をネヘミヤ記八4—8に記されている。エズラの活動の内に求めている。この伝承をそのままのみにはできないにしても、エズラの年代を紀元前四世紀初頭と想定し得るとするならば、「タルムード」の伝承も案外真相に近いといえることができるかもしれない。

またヘブル語聖書の朗読に続くアラム語訳は、朗読という形ではなくて必ず暗唱によらなければならない、という

規定は、タルグムが口伝伝承の一部と考えられていたことを示している。⁽³⁾

しかし、タルグムはやがて成文化されるに至った。その年代がいつ頃かについては、なお定説を見出し得ない。⁽⁴⁾ もちろん、セプテュアギンタの場合と同様、全体が一時に文書化されたわけではなく、おそらく、モーセ五書と預言書に対するタルグムが最も古く、諸書のタルグムが最も新しいものと思われる。⁽⁵⁾ また、様々なタルグムが、次第に成立していったものと考えるべきであることは、現存する諸タルグムの多様性の示す通りである。タルグムが伝えられていないのは、ダニエル書、エズラ記、ネヘミヤ記のみである。おそらく、これらはもともとタルグムが作られなかったものであり、それは、それらの書物の中にアラム語の部分があることと関連があるのかもしれない。

クムラン写本の中にもタルグムが発見されているが、おそらく紀元前後のものと思われるこれらクムラン・タルグムと、従来知られていたいわゆる「ラビ的(古典的)」タルグムとの関係は、なお明瞭ではなく、現段階においては、「ラビ的」タルグムはクムランよりも後に置く方が安全であるように思われる。なお、クムラン出土のタルグムとは、第一一洞窟出土のヨブ記のタルグム(略符号 11 Q¹¹ Job)、第四洞窟出土のヨブ記(三4—5、四16—154)のタルグム(略符号 4 Q⁴ Job)、第四洞窟出土のレビ記(一六12—15、一六18—21)のタルグム(略符号 4 Q⁴ Lev)を指す。⁽⁶⁾ この他に、『外典創世記』をもタルグムに加える者もあるが、これはむしろドラッシェと考えるべきであろう。以下においては、クムラン・タルグムは除いて、「ラビ的」タルグムについてのみ、簡単に紹介することにした。

1、偽ヨナタン

「偽ヨナタン」と呼ばれるタルグムは、五書全体を含んでいるが、パレスチナのタルグム伝承の後期の段階に属し⁽⁷⁾

ていると考えられている。「タルグム・イエルシャルミ」という意味で $\text{גמל}(\text{G})$ という略符号が用いられているうちに、いつのまにか、これが「タルグム・ヨナタン(ベン・ウッジエル)」ということばの略符号であると誤解され、その結果「偽ヨナタン」と呼ばれるに至ったと伝えられる。⁽⁶⁾ ヨナタン・ベン・ウッジエルというのは、ヒレルの弟子で、預言書の訳者と考えられていた人物であり(後述6参照)、この五書タルグムも同じ人物の手になるものと誤解されたのである。その場合、丁度「タルグム・オンケロス」が、二世紀のギリシア語訳旧約聖書の訳者アクイラのものと考えられたこと(後述5参照)がヒントになったのであろう。というのは、ヨナタン(ヘブル語で「神の賜物の意」と同じ意味のギリシア語名テオドティオンというのは、同じく二世紀のギリシア語訳旧約聖書の訳者の名前であり、この人物が同時に五書のアラム語訳も作成したものと考えられたことは、推測に難くないからである。このタルグムをヨナタンの手に帰したのは、Menahem ben Benjamin Recanati(一三世紀終わり頃から一四世紀にかけての人)が最初であるとされる。⁽⁶⁾

「偽ヨナタン」は、バレスチナ・タルグムのなかでも最も直訳的であり、そのアラム語は他のバレスチナ・タルグムのアラム語と相違している。⁽¹⁰⁾ また、他のバレスチナ・タルグム伝承に認められない敷衍やミドラッシュ的な要素を多く含んでいる。たとえば、創世記二二21で、ムハンマドの妻と娘の名前をイシュマエルの妻たちの名前として挙げていること、民数記二四24で、コンスタンチノープルに言及していること、出エジプト記二六9で、『ミシュナ』の六つのセデル(篇)の順序を記していること、などは、後代の加筆ないしは改訂によるものと思われるが、創世記六2、4における望天使への言及などには、古い伝承が保存されている可能性が高い。また、ヨベル書やエチオピア語エノク書との並行記事も見出される。

「偽ヨナタン」は「タルグム・オンケロス」と密接な関係にあり、「タルグム・オンケロス」と逐語的に一致してい

る場合もある⁽¹¹⁾。両者の関係について、カール、ブラックらは、「偽ヨナタン」は「タルグム・オンケロス」の枠の中へ、より古いパレスチナ五書タルグム伝承から採用したハッガダ的要素を組み込んだものと解している⁽¹²⁾。これに対し、A. Diez Macho その他は、「タルグム・オンケロス」の影響は逆に後期に付け加えられたものと考え、G. Verones は「タルグム・オンケロス」の方が「原偽ヨナタン」に依存しているか、あるいは、両者共に共通の源に遡る、と考⁽¹³⁾えている。

「偽ヨナタン」レビ記二二28の「わが民、イスラエルの子らよ、われらの父が天において憐み深いように、汝らも地上において憐み深くあれ」という訳が、ルカによる福音書六36と共通していること、テモテへの第二の手紙三8に現われるが旧約聖書には認められない「ヤンネとヤンブレ」という名前が「偽ヨナタン」出エジプト記七11-12に出て来ること、などが、新約聖書との関連で指摘されている⁽¹⁴⁾。

なお「偽ヨナタン」は「タルグム・エルシャルミ 1」(略符号「I」)または「II」と呼ばれることもある。

2、断片タルグム

カールによれば、「断片タルグム」はパレスチナ五書タルグムのミドラッシュ的な素材の集成である⁽¹⁵⁾。ブラック、デオーらは、中世において、当時公認五書タルグムであった「タルグム・オンケロス」(「5」参照)に加えて、これを補う意味で、さらに古いパレスチナ五書タルグム伝承の内容を保存する目的で、ラビたちによってまとめられたのが、「断片タルグム」である、と言う⁽¹⁶⁾。さらにヴェルメシュは、「断片タルグム」は説教者のための備忘録であった、と考⁽¹⁷⁾えている。

「断片タルグム」を伝える主要な写本としては、V (Vaticanus 440, 一三世紀)、B (Bomberg Bible, 一五一七

年)・N (Nurnberg, 1, 一二九一年)・L (Leipzig, 1, 1311—14世紀)・d (Paris 110, 151—16世紀)の五つの写本が知られている⁽¹⁸⁾。これらは、VBNLとPとの二つの写本系統に分けられるが、両系統は一つの原典にさかのぼると考えられている⁽¹⁹⁾。VBNは八六三節を共有しており、Lの伝える二六四節の内二六三節はVBNに含まれている。断片タルグムは全体として、創世記の約三分の一、出エジプト記の約二〇分の三、レビ記の約四分の一、民数記の約五分の一、申命記の約四分の一、を伝えている⁽²⁰⁾。

写本によって差はあるものの、「断片タルグム」のアラム語には、一般に、『バビロニア・タルムード』のアラム語の影響が認められる。また、そこに含まれているミドラッシュには、時に後期のユダヤ教の伝承の反映がうかがわれる⁽²¹⁾。しかしながら、そのことが、ただちに、「断片タルグム」に含まれる多くの敷衍訳の古さを疑わせるわけではない。

「断片タルグム」は「タルグム・エルシャルミ 2」(略符号「J」または「TJ」と呼ばれることもある⁽²²⁾)。

3、ゲニザ断片タルグム

カールは、旧カイロ市の会堂のゲニザ(古文書蔵)に保存されていたセム語資料の中から、七つのパレスチナ五書タルグム写本断片を同定して、*Masoretien des Westens, II* (Suttgart: Kohlhammer, 1930)において公刊した。公刊者自身によって、写本Aは七世紀ないし八世紀初頭に、写本Eは八世紀後半に、写本B、C、Dは九世紀後半に、写本F、Gは一〇ないし一一世紀以降に、夫々年代付けられている⁽²³⁾。

これらは、「タルグム・オンケロス」と本文、言語共に著しい相違を示しており、ハッガダを伴った自由な敷衍訳であり、時にマソラ本文と異なるヘブル語本文を想定させる。

カールは、「断片タルグム」と「ゲニザ断片タルグム」を、共に、「タルグム・オンケロス」以前のパレスチナ伝承を伝えるものとして高く評価する。なお、カールが公刊したものの以外に、A. Diez Macho その他によっても、いくつかの「ゲニザ・タルグム」断片が公表されており、これらをまとめて校訂出版する準備が進められている。⁽²⁵⁾

4、ネオフィティイ

A. Diez Macho は、一九五六年にヴァティカン図書館のネオフィティイ文庫 (Neofiti Collection) の中から、パレスチナ五書タルグム全体を伝える完全な写本を発見した。四五〇葉 (folios) からなるこの写本は、「ネオフィティイ」と名付けられた。「ネオフィティイ」の発見(ないしは同定)は、学界に大きな反響をひき起こし、以来タルグム研究は活況を呈し、タルグム・ルネッサンスとでも称すべき状況となっている。

「ネオフィティイ」は一五〇四年にローマで制作されたものである。⁽²⁶⁾ 写本は本文の他に欄外および行間に註ないしは異説を伝えており、これらの多くは「偽ヨナタン」と、その他は「タルグム・オンケロス」、「ゲニザ断片タルグム」(特に創世記において)、「断片タルグム」と、一致する場合が多いが、これらのいずれとも一致しないものもある。⁽²⁷⁾

ブラックは、創世記一三16—一五1および出エジプト記二三3—三四6において、「ネオフィティイ」が「タルグム・オンケロス」と異なり、「偽ヨナタン」および「断片タルグム」と一致すること、創世記四4—16、三八12—28、出エジプト記二一1—8、二一18—二二26において、「ネオフィティイ」が「ゲニザ断片タルグム」と一致し、「タルグム・オンケロス」と相違していること、を指摘している。⁽²⁸⁾

他のパレスチナ・タルグムテキストとくらべて、比較的敷衍的な要素が少ないこと、一部に「タルグム・オンケロ

ス」との共通性も認められること、などが「ネオフィタイ」の特徴として指摘されている⁽²⁹⁾。

テキストの発見者であり刊行者でもある A. Diez Macho は、このタルグムは、現在の形にまとめられたのは紀元後一、二世紀であるとしても、その起源は紀元前にさかのぼると考えている⁽³⁰⁾。さらに古くさかのぼらせようとする者 (Rabbi Menahem Kasher) もあるが、このような高年代に対しては反対意見も強く、なお論議が続けられている⁽³¹⁾。

新約聖書との関わりで興味深い一節として、創世記二八10に対するミドラッシュを「ネオフィタイ」から訳出紹介しよう。ヤコブの身に生じた三つの奇跡(しるし)について述べた後で、テキストは次のように続く。「第四のしるし。羊飼全員が集まって井戸の口から軋がそうとしてもできなかった石を、族長ヤコブはやって来て片手で持ち上げ、おじらバンの家畜の群に水を飲ませた。そして第五のしるし。族長ヤコブが井戸の口から石を持ち上げると、井戸の水がわき上がってその口に達し、以後二〇年間水は井戸の口へわき上がり続けた」(創世記二八2、3、8 参照)。マクナマラはヨハネによる福音書四10、14の背後にこの伝承の存在を予想している⁽³²⁾。

5、オンケロス

「オンケロス」は五書全体に対するタルグムである。A. Geiger, A. Berliner らは「オンケロス」をパレスチナ起源と考え、その年代を後二世紀に置いた⁽³³⁾。これに対してカールは、バビロニア起源を強調して、これと対立したが⁽³⁴⁾、後には、パレスチナ起源の可能性をも認めるに至った⁽³⁵⁾。ブラックは G. Kupper に従って「オンケロス」もパレスチナ五書タルグム伝承に属している(その改訂版である)ことを示唆し⁽³⁶⁾、その原型の年代を後二世紀としている⁽³⁷⁾。パレスチナに起源し、バビロニアで改訂された、とするのが現在の定説である⁽³⁸⁾。その意味において、「オンケロス」は「ヨナタン」と共に「バビロニア・タルグム」と言われる。実際『バビロニア・タルムード』『キッドゥシン』四九 a

は、「オンケロス」を「われらのタルグム」と呼んでいる。

カーレは、「オンケロス」の原型はバビロニアでは既に後三世紀以前に流布していたとして、⁽³⁹⁾「オンケロス」はその後数世紀にわたって『ミシュナ』や『タルムード』に基づいて改訂・編集の手を加えられて最終的な形を整えるに至った。その年代は大体五—一〇世紀の間と言われる。⁽⁴⁰⁾こうしてバビロニアにおいて公認のタルグムとしての位置を確立した後、「オンケロス」はおそらく『バビロニア・タルムード』などと共に、再びパレスチナへ運ばれたものと思われる。カーレとブラックはこれを大体千年以降に想定する⁽⁴¹⁾。

「オンケロス」という名称は、『バビロニア・タルムード』『メギツラ』三aがこのタルグムの訳者としてオンケロスという名前を伝えていることによる。オンケロスというのは、紀元後二世紀にヘブル語旧約聖書のギリシア語訳を作成したギリシア人回宗者の名前アクイラのヘブル語形であるとされている。しかし現在ではこのタルグムの訳者がギリシア語訳の訳者と同一人とは考えられていない。おそらく両訳共にヘブル語テキストに密着した逐語的な訳であること、ギリシア語を話すユダヤ人共同体に対してアクイラが果たしたのと同じ役割を、アラム語を話すユダヤ人共同体に対してこのタルグムの訳者が果たしたこと、などから、ギリシア語訳者の名前がタルグムの訳者に転用されたものと考えられる。⁽⁴²⁾

右にふれたように、「オンケロス」は一般に字義的逐語的な訳とみなされて⁽⁴³⁾いる。確かに、他のタルグムに比べてそのような傾向は認められるけれども、実際は、言語的・文法的に困難なヘブル語本文に対しては、敷衍やハッガダが自由に用いられているのである。それらはパレスチナ・タルグムのハッガダに比べて簡潔であり、神の擬人的表現を避けようとする傾向があり、ハラカ的な章句は『ミシュナ』の線に沿って解釈を加えられている、などの特徴が指摘されている。⁽⁴⁴⁾

6、ヨナタン

「ヨナタン」は預言書（ヘブル語聖書の前の預言書と後の預言書）に対するタルグムである。「ヨナタン」の起源は明瞭ではない。W. H. Browlee と N. Wieder の言うように、クムラン文書の一つである『ハバクク書註解』が「ヨナタン」を前提しているとすれば、「ヨナタン」は既に紀元前にパレスチナに存在していたことになるが、これは定説とは言い難い。しかし、一般にパレスチナ起源と考えられている。⁽⁴⁶⁾ いずれにせよ「ヨナタン」は「オンケロス」の場合と同様に、バビロニアで既に四世紀頃には流布しており、その地で最終的な形を整えた後、「オンケロス」と共にパレスチナへ運ばれたものと考えられている。⁽⁴⁷⁾

「ヨナタン」は「オンケロス」よりも敷衍的な性格が強く、ミドラッシェからも素材を借りつつ、時にはハッガダ的な註解書の体をなしている場合もあるほどである。また、イザヤ書九5、一一1、6におけるメシヤ的解釈は注目すべきである。

「偽ヨナタン」の項で説明したように、ヨナタンという名前はギリシア語のテオドティオンという名前と同義である。オンケロスの場合と同様、この有名な旧約聖書のギリシア語訳者の名前（テオドティオン）が「ヨナタン」とヘブル語訳されて、預言者のタルグムの訳編者の名前とされたものと想定される。さらに、後になって、このヨナタンはヒレルの弟子ヨナタン・バル・ウツジェルと結びつけられるに至った。⁽⁴⁸⁾

7、諸書のタルグム

ヘブル語旧約聖書の三区分の一つである「諸書」に対するタルグムが、ダニエル書、エズラ記、ネヘミヤ記を除く

て存在している。一般に「諸書のタルグム」は他のタルグムよりも後期のものと考えられ、歴史、言語いずれの資料としても、重要視されていない。ユダヤ教のシナゴグにおいても重要な位置を占めることはなかったようである。シナゴグでの聖書朗読は、まず第一に五書、そして第二に預言書に限られていたためである。

「諸書のタルグム」のアラム語訳は、自由な敷衍的な訳である。箴言の訳がベシッタ(シリア語訳)と一致していることから両訳の関係が論じられているが、もしもブラックの言うようにベシッタの方がタルグムを利用したものであるならば、「諸書のタルグム」(少なくとも「箴言」)の原型(起源)はベシッタよりも古いことになる。⁽⁴⁹⁾

新約聖書時代にパレスチナで用いられていたアラム語を知るための、タルグムの資料的価値については、土岐『言語状況』九一―九六頁参照。

註
一

- (1) ユダヤ人の間では、ハガイ、ゼカリヤ、マラキ以来、預言者は途絶えている、と考えられており、新しい預言者の到来が待望されていた。第一マカベア書四46、九27、一四41、宗規要覧九11、証言集(Atter)五―六、マタイ福音書一六14、ヨハネ福音書一21、六14、七40等参照。もっとも、『バビロニア・タルムード』「サンヘドリン」一一aや『トセフタ』「ソタ」一三・二などでは、ハガイ、ゼカリヤ、マラキの死以来聖霊がイスラエルを離れ、聖霊より一段低い「パス・コル」(神の声)が与えられるようになった、という点にポイントがあり、ヨセフスの「預言者」としての自意識等を考慮して、van Unnikは、紀元後一世紀に至るまで必ずしも預言者の伝統が途絶えていたわけではない、という点を強調する (*Franz Josephus als historischer Schriftsteller* (Heidelberg: Lambert Schneider, 1978, S. 41-54)。しかし、彼の論点を受け容れる場合でも、正典の預言者の時代とそれ以降の時代とは何らかの意味で(たとえば「聖霊」の時代と「パス・コル」の時代のように)区別されていた、と考えて、差しつかえないであろう。

- (2) トーラーは、最も広義にはユダヤ教の法体系全体を指すが、普通は成文律法、特にモーセ五書を指して用いられる。

(²⁷) J. Weingreen, *From Bible to Mishna: The Continuity of Tradition* (Manchester: Manchester University Press, 1976).

(4) Forestall, 1-6. 旧約聖書自身の内部における聖書解釈の例として、ワイングリーンはたとえば次のような箇所を挙げている。

① 民数記二〇12は主がモーセとアロンに向かって「あなたがたはわたしを信じないで、イスラエルの人々の前にわたしの聖なることを現わさなかったから、この会衆をわたしが彼らに与えた地に導き入れることができないであろう」と語ったと記している。(申命記三二50—52も同様の内容を伝えている)。ところが申命記一37には「主はまた、あなたがた(イスラエル民族)のゆえに、わたしをも怒って言われた、『おまえもまた、そこにはいることができないであろう。……』」と記されている。ここには、モーセが約束の地に入ることができないのは、同胞の罪によるものであり、彼自身の罪の結果ではない、という申命記の解釈が示されている。

② サムエル記下七2以下(=歴代志上一七1以下)によれば、ダビデは預言者ナタンに神殿建立の希望を述べるが、神のことばがナタンに臨んで、ダビデには神殿建立を許さないこと、その子(ソロモン)が神殿を建てることになること、を告げる(サムエル記下七4—13)。しかしそこでは、何故ダビデに神殿建立が許されないのかその理由は示されていない。これに対して、歴代志上二二8と二八3は、その理由として、ダビデが「多くの血を流した」からであると記し、さらに加えて、それはバテシバの夫ウリヤ(サムエル記下一一14—17)やサウルの子ら(サムエル記下二一7—9)の殺害を指すのではなく、戦時における軍事的な理由による流血を指すことを明記している。

③ 出エジプト記二〇12は「あなたの父と母を敬え。これは、あなたの神、主が賜わる地で、あなたが長く生きるためである」と記しているが、申命記五16は、これに「あなたがたが……さいわいを得ることのできるためである」という一句を付け加えている。これは申命記編者による出エジプト記のテキストに対する註釈的付加である。セプテュアギンタが出エジプト記二〇12にもこれと同じ語句を付け加えていることは注目すべきである。聖書の隠れた意味を露わにするというのはラビ的聖書解釈に特徴的な手法であり、右の箇所は、申命記の最終編集のはるか以前にすでにこの手法が聖書本文に適用されてい

たことを示している。(参す *IDB, Supplementary Volume, art. 'Interpretation, History of, A. Within the O. T. by J. Weingreen* 以下)。

④ 出エジプト記二一・二以下は、ヘブル人奴隷の取り扱いに関する規定を記している。しかるにレビ記二五・三九以下は、ヘブル人を奴隷とすることを禁じている。この二つの矛盾した箇所に直面した申命記立法家は、申命記一五・一二において、出エジプト記二一・二の「あなたがヘブルびとである奴隷を買う時」(At thineh)を、レビ記二五・三九に従って「彼が身売りする時」(At yimmakher)と改めることによって、出エジプト記二一・二以下の奴隷に関する規定を「召使いに関する規定へと交えて」いる。このように、二つの矛盾する聖句がある場合には、それらを調和し得るような解釈を見出す(あるいは、調和し得る第三の聖句を探す)というのはラビ的手法である。エルサレム・タルグム(偽ヨナタン)が出エジプト記二一・二の訳に「窃盜の故に」という一句を付け加えているのを参照せよ。さらに申命記一五・一二がこの規定を「ヘブルの女」にまで拡大したことは、*Y'rabboh* と言われるラビ的聖書解釈法と一致する。

⑤ サムエル記上一七・四九―五二にはダビデがゴリアテを殺したと記されているが、サムエル記下二一・一九にはゴリアテを殺したのはエルハナンと記されている。この矛盾を解決すべく、歴代志上二〇・五は、エルハナンが殺したのはゴリアテの兄弟ラミであったと記している。これも調和的解釈の一例である。このように、調和的解釈の手法は、申命記立法家の時代には確立しており、歴代志史家に受け継がれ、後代のラビたちの一般的手法となったのである。(以上 *From Bible to Mishna*, ch. VII The deuteronomic legislator-a proto-rabbinic type 以下)。

なお Albeck は「口伝の系譜を、旧約聖書自身、七十人訳聖書、外典偽典の中に跡付ける作業を試みている」(4-5)。

(5) E. G. Clarke, *The Wisdom of Solomon* (Cambridge: Cambridge University Press, 1973), 72-74。

(6) Strack, 96-99 (94); Bowker, 315; Goldin, 154, 214 を参照した。

(7) 『ミシヤナ』「ビルケ・アボス」一・四(彼らは各自の妻についてこのことをのべたのである。まして友人の妻についてはいうまでもない)、「サンヘドリン」六・五(神が不信仰な者の流した血について心を悩ませるならば、義人の血についてはなおさらであらう)、「ババ・バストラ」九・七などが例として挙げられる。

(8) 『メキルタ』出エジプト記二一27(出エジプト記二一27に「彼を解放せよ」とあるが、同じことばが申命記二四1にも用いられており、後者では証書——この場合離縁状——を渡すことも義務づけられている。従って前者の場合も証書を渡すべきである)、『バビロニア・タルムード』「ベサヒム」六六a(「定めの際に」ということばが、民数記九2では過越祭の犠牲に關して、同二八2では日ごとの犠牲に關して、用いられている。従って、休息の規定があるにもかかわらず日ごとの犠牲が安息日にも執行されるならば、過越祭の犠牲も安息日にも執行され得る。すなわち、過越祭と安息日が重なった場合、その安息日に過越祭の犠牲を献げるべきである)、同「ベサヒム」一一〇b(出エジプト記一二12の「その夜」は夜半前の意味である。従って同一二8の「その夜」も同義に解すべきである)、などが例として挙げられる。

(9) 『シフト』申命記一七2(申命記一七2に「もしも……見出されるならば」とあり、続いて一七6に「ふたりまたは三人の証人の証言によって」と記されている。この一七6の規定は「もしも……見出されるならば」という句の見出される申命記一八10、二二22、二四7にも適用される)、『バビロニア・タルムード』「シャッパス」二二aなどが例として挙げられる。

(10) この規準の意味は必ずしも明瞭でない。『シフラ』のいくつかの写本はこれを省いている。しかしシュトラックはこの規準を適用した例として『メキルタ』出エジプト記二一27を挙げている。それによれば、出エジプト記二一27に「その齒のために彼を解放せよ」とあり、これだけを読めば乳齒のためにも解放せねばならなくなるが、直前の二一26に「目のために解放せよ」とあり、両者を総合すると、復原不可能な身体部分を破壊した時には解放せよ、というのが聖書の規定の意味である、ということになる。この例からすれば、二箇所から一つの規定を作り出すこと、が第四の規準となる。 Cf. Bowker, 315 n. a.

11

- (1) Cf. Strack, 7 (10)
- (2) ボッカー・二・七(一八八頁)参照。
- (3) 引用は Strack, 21 (24) による。
- (4) Cf. Albeck, 36 ff.
- (5) הַסֵּפֶר הַשֵּׁנִי ל. Finkelstein, *The Pharisees* (Philadelphia: The Jewish Publication Society of America, 1962)

における、慣習法とセクト間の論争点の社会・経済的背景に関する、詳細な研究参照。

(6) 『申命記のシムラ』三二七節(申命記三二はじらつ)。

(7) たとえば、Jacob Neusner は、その著 *Invitation to the Talmud* にあつて、rabbi と sage とを同義的に用いている。ポウカー・二五頁以下参照。

(8) ベンサソン・八八頁以下(M・シユテルン筆)参照。

(9) 「ビルケ・アボス」一章に挙げられているズゴスの初代の年代はほぼ前一六〇年頃と考えられる。ポウカー・五九頁。ただし R. E. Brown (*The Jerome Biblical Commentary*, 1968, vol. II, p. 559) は、ズゴスの年代を前二七〇年までさかのぼらせしめる。

(10) たとえば M. J. Cook (*IDB*, Supplementary Volume, art. 'Judaism, Early Rabbinic') は次のように記してゐる。
 "Rabbinic Judaism is the mode of Jewish belief and observance molded by the Palestinian and Babylonian rabbis of the early centuries of the Common Era, and ultimately embodied in compendia of Jewish law and lore, most notably the Talmud."

(11) ポウカー・五二頁以下、註 36、38、39、40、およびベンサソン・二〇、五九―六〇頁参照。「大会堂」の詳細は不明であり、その歴史性は強く疑われてゐる。 Cf. Strack, 7 (9)。

(12) この義人シモンを紀元前二八〇年頃の大祭司シモン一世とする説と、紀元前二〇〇年頃の大祭司シモン二世とする説とがあるが、ベン・シラの知恵五〇一以下でうたわれているシモンは義人シモンと考えられ、同時にベン・シラと同時代の人即ちシモン二世と考えられること、またビルケ・アボスにおいて義人シモンはズゴス(後述)のすぐ前の世代に置かれており——ズゴスの初代の二人は美人シモンとその弟子アンティゴノスの二人から律法を承けたとされている——ズゴスの初代は紀元前一六〇年頃とみなされていること、以上の観察により、義人シモンⅡシモン二世とする説の方が有利である。但しズゴスの年代そのものが確実なものではないことも確かである。

(13) これをサンヘドリンの「議長」と「副議長」ととることは困難である。紀元後七〇年以降には *bas* はユダヤ人共同体の

実質的な「首長」を意味した。

- (14) 「ビルケ・アボス」一・四—一五には五組一〇名のズゴスの名が挙げられているが、『ミシュナ』『ハギガ』二・二(ボウカー・一九三頁)はメナヘムとシャンマイの入れ替りを加えて二一名の名を挙げている。
- (15) 佐竹明『使徒パウロ』(日本放送出版協会、一九八一年)五九頁は、この使徒行伝の伝承に懐疑的である。

三

- (1) Dabry, xxv は「ケリム」「ウタツイン」はラビ・ユダよりも約一世代前に、「ヨマ」「タミド」「ミッドス」「キンニム」の大部分は約一世紀前にさかのぼるであろうと言う。
- (2) ベンサンソン・二六三頁(S・サフライ筆)。
- (3) Dabry, xxiv は『ミシュナ』の中のミドラシュ的ハラカの数を一七と数えている。
- (4) 『ミシュナ』中のミドラシュ的ハガダの数は、Dabry, D. によれば六五である。
- (5) ラビ文献における論争の型については土岐『言語状況』一六四—五頁参照。
- (6) ベンサンソン・二六〇頁(S・サフライ筆)。
- (7) 「ケスボス」四・七—二、「ソタ」九・一五、「ギッティン」九・三、「ババ・メツィア」九・三、「ババ・バスラ」一〇・二、「エドゥッツヨス」八・四、「ビルケ・アボス」一・一三、二・六、五・二二、二三。
- (8) 土岐『言語状況』六〇—七二頁参照。

三・一

- (1) これらは、①毎年の農産物からの献げ物(收穫の四〇分の一から六〇分の一程度。民数記一八八以下、二二一〇以下、申命記一八四参照)、②レビ人が受け取る十分の一税の十分の一(民数記一八二五以下参照)、③神殿の特別な部屋(シケルの部屋)に保管されているシケルの一部、④神殿へ献げられた物の一部、から成る。

- (2) Lipman, 191.

四

(1) Safrai and Stern, 3.

六・一

(1) Safrai and Stern, 3. Strack, 65 (65) は五世紀初頭とせよ。

七・三

(1) J. A. Fitzmyer, *The Language of the Palestine in the first century A. D.*, CBQ 32 (1970), 501-531, esp. 519 は、後一世紀終の頃とせよが、同著 *The Genesis Apocryphon of Qumran Cave 1, A Commentary*, 2nd, ed. 1971 (Rome: Biblical Institute Press), 21. n. 57 はむしろ慎重な態度を取り、明言を避けてゐる。Strack, 12 (15) は「*משהו קומראן* 語本文の一部はエルサレム崩壊前に記されたと思われ。現在の型になったのはハドリアヌス帝の時代（後一七—一七八年）である」と言ふ。

八

(1) 土岐『言語状況』七七頁以下参照。

(2) 『*מגילת אהרן*・タルムード』「メギッラ」三a、「ネタリム」三七b、『*בבלי*・タルムード』「メギッラ」四・一。

(3) 『*מגילת אהרן*・タルムード』一四b「シナゴークにおいて聖書が朗読される時には、翻訳者がかたわらに立って、会衆の日常的な言語に翻訳した。朗読者は目を（聖書の）巻物から離すことを禁じられていた（出エジプト記三四一が典拠として挙げられる）。……これに対して、翻訳者は巻物を見ることを禁じられていた。タルムードは口伝だからである」（引用は、Moffatt, 161 の英訳に依る）。

(4) Cf. McNamara, 79-89. マクナマラは、現在伝えられているタルムードの素材の大部分は、少なくとも紀元前に、場合によつてはむしろ古くまでさかのぼる、と考へてゐる。

(5) Cf. Bowker, 14 f.

(6) タムラン出土のヨブ記のタルムードのテキスト、英訳、研究などについては、Deant: *Genesis*, 17, n. 1 参照。

(7) ただし、一部に欠損がある。Cf. McNamara, 177.

- (8) Cf. McNamara, 178; Bowker, 27.
- (9) Déaut: *Genèse*, 29.
- (10) Cf. Déaut: *Genèse*, 35 n. 1.
- (11) Cf. Schürer (rev.), 104; McNamara, 178 f. イタナヤレビヤレ¹⁴ A. Marmorstein 氏「¹⁵「¹⁶「¹⁷「¹⁸「¹⁹「²⁰「²¹「²²「²³「²⁴」のハラカがフイロンおよびカライ派のハラカと似ていることを指摘し、「²⁵「²⁶「²⁷「²⁸「²⁹」のハラカがフイロンと同時代のものであり、後にカライ派によって利用されたことを示唆している。
- (12) M. Black, *Aramaic Studies and the Language of Jesus*, BZAW 103 (1968), 18; P. Kahle, *Das palästinische Pentateuchargum und zur Zeit Jesu gesprochene Aramäisch*, ZNW 49 (1958), 110.
- (13) Cf. Schürer (rev.), 104; McNamara, 180.
- (14) McNamara, 179.
- (15) P. Kahle, *Das palästinische Pentateuchargum und zur Zeit Jesu gesprochene Aramäisch*, ZNW 49 (1958), 110.
- (16) M. Black, *Aramaic Studies and the Language of Jesus*, BZAW 103 (1968), 20=Black, *Approach*, 43.
- (17) McNamara, 181 ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰ ²¹ ²² ²³ ²⁴ ²⁵ ²⁶ ²⁷ ²⁸ ²⁹ ³⁰ ³¹ ³² ³³ ³⁴ ³⁵ ³⁶ ³⁷ ³⁸ ³⁹ ⁴⁰ ⁴¹ ⁴² ⁴³ ⁴⁴ ⁴⁵ ⁴⁶ ⁴⁷ ⁴⁸ ⁴⁹ ⁵⁰ ⁵¹ ⁵² ⁵³ ⁵⁴ ⁵⁵ ⁵⁶ ⁵⁷ ⁵⁸ ⁵⁹ ⁶⁰ ⁶¹ ⁶² ⁶³ ⁶⁴ ⁶⁵ ⁶⁶ ⁶⁷ ⁶⁸ ⁶⁹ ⁷⁰ ⁷¹ ⁷² ⁷³ ⁷⁴ ⁷⁵ ⁷⁶ ⁷⁷ ⁷⁸ ⁷⁹ ⁸⁰ ⁸¹ ⁸² ⁸³ ⁸⁴ ⁸⁵ ⁸⁶ ⁸⁷ ⁸⁸ ⁸⁹ ⁹⁰ ⁹¹ ⁹² ⁹³ ⁹⁴ ⁹⁵ ⁹⁶ ⁹⁷ ⁹⁸ ⁹⁹ ¹⁰⁰ ¹⁰¹ ¹⁰² ¹⁰³ ¹⁰⁴ ¹⁰⁵ ¹⁰⁶ ¹⁰⁷ ¹⁰⁸ ¹⁰⁹ ¹¹⁰ ¹¹¹ ¹¹² ¹¹³ ¹¹⁴ ¹¹⁵ ¹¹⁶ ¹¹⁷ ¹¹⁸ ¹¹⁹ ¹²⁰ ¹²¹ ¹²² ¹²³ ¹²⁴ ¹²⁵ ¹²⁶ ¹²⁷ ¹²⁸ ¹²⁹ ¹³⁰ ¹³¹ ¹³² ¹³³ ¹³⁴ ¹³⁵ ¹³⁶ ¹³⁷ ¹³⁸ ¹³⁹ ¹⁴⁰ ¹⁴¹ ¹⁴² ¹⁴³ ¹⁴⁴ ¹⁴⁵ ¹⁴⁶ ¹⁴⁷ ¹⁴⁸ ¹⁴⁹ ¹⁵⁰ ¹⁵¹ ¹⁵² ¹⁵³ ¹⁵⁴ ¹⁵⁵ ¹⁵⁶ ¹⁵⁷ ¹⁵⁸ ¹⁵⁹ ¹⁶⁰ ¹⁶¹ ¹⁶² ¹⁶³ ¹⁶⁴ ¹⁶⁵ ¹⁶⁶ ¹⁶⁷ ¹⁶⁸ ¹⁶⁹ ¹⁷⁰ ¹⁷¹ ¹⁷² ¹⁷³ ¹⁷⁴ ¹⁷⁵ ¹⁷⁶ ¹⁷⁷ ¹⁷⁸ ¹⁷⁹ ¹⁸⁰ ¹⁸¹ ¹⁸² ¹⁸³ ¹⁸⁴ ¹⁸⁵ ¹⁸⁶ ¹⁸⁷ ¹⁸⁸ ¹⁸⁹ ¹⁹⁰ ¹⁹¹ ¹⁹² ¹⁹³ ¹⁹⁴ ¹⁹⁵ ¹⁹⁶ ¹⁹⁷ ¹⁹⁸ ¹⁹⁹ ²⁰⁰ ²⁰¹ ²⁰² ²⁰³ ²⁰⁴ ²⁰⁵ ²⁰⁶ ²⁰⁷ ²⁰⁸ ²⁰⁹ ²¹⁰ ²¹¹ ²¹² ²¹³ ²¹⁴ ²¹⁵ ²¹⁶ ²¹⁷ ²¹⁸ ²¹⁹ ²²⁰ ²²¹ ²²² ²²³ ²²⁴ ²²⁵ ²²⁶ ²²⁷ ²²⁸ ²²⁹ ²³⁰ ²³¹ ²³² ²³³ ²³⁴ ²³⁵ ²³⁶ ²³⁷ ²³⁸ ²³⁹ ²⁴⁰ ²⁴¹ ²⁴² ²⁴³ ²⁴⁴ ²⁴⁵ ²⁴⁶ ²⁴⁷ ²⁴⁸ ²⁴⁹ ²⁵⁰ ²⁵¹ ²⁵² ²⁵³ ²⁵⁴ ²⁵⁵ ²⁵⁶ ²⁵⁷ ²⁵⁸ ²⁵⁹ ²⁶⁰ ²⁶¹ ²⁶² ²⁶³ ²⁶⁴ ²⁶⁵ ²⁶⁶ ²⁶⁷ ²⁶⁸ ²⁶⁹ ²⁷⁰ ²⁷¹ ²⁷² ²⁷³ ²⁷⁴ ²⁷⁵ ²⁷⁶ ²⁷⁷ ²⁷⁸ ²⁷⁹ ²⁸⁰ ²⁸¹ ²⁸² ²⁸³ ²⁸⁴ ²⁸⁵ ²⁸⁶ ²⁸⁷ ²⁸⁸ ²⁸⁹ ²⁹⁰ ²⁹¹ ²⁹² ²⁹³ ²⁹⁴ ²⁹⁵ ²⁹⁶ ²⁹⁷ ²⁹⁸ ²⁹⁹ ³⁰⁰ ³⁰¹ ³⁰² ³⁰³ ³⁰⁴ ³⁰⁵ ³⁰⁶ ³⁰⁷ ³⁰⁸ ³⁰⁹ ³¹⁰ ³¹¹ ³¹² ³¹³ ³¹⁴ ³¹⁵ ³¹⁶ ³¹⁷ ³¹⁸ ³¹⁹ ³²⁰ ³²¹ ³²² ³²³ ³²⁴ ³²⁵ ³²⁶ ³²⁷ ³²⁸ ³²⁹ ³³⁰ ³³¹ ³³² ³³³ ³³⁴ ³³⁵ ³³⁶ ³³⁷ ³³⁸ ³³⁹ ³⁴⁰ ³⁴¹ ³⁴² ³⁴³ ³⁴⁴ ³⁴⁵ ³⁴⁶ ³⁴⁷ ³⁴⁸ ³⁴⁹ ³⁵⁰ ³⁵¹ ³⁵² ³⁵³ ³⁵⁴ ³⁵⁵ ³⁵⁶ ³⁵⁷ ³⁵⁸ ³⁵⁹ ³⁶⁰ ³⁶¹ ³⁶² ³⁶³ ³⁶⁴ ³⁶⁵ ³⁶⁶ ³⁶⁷ ³⁶⁸ ³⁶⁹ ³⁷⁰ ³⁷¹ ³⁷² ³⁷³ ³⁷⁴ ³⁷⁵ ³⁷⁶ ³⁷⁷ ³⁷⁸ ³⁷⁹ ³⁸⁰ ³⁸¹ ³⁸² ³⁸³ ³⁸⁴ ³⁸⁵ ³⁸⁶ ³⁸⁷ ³⁸⁸ ³⁸⁹ ³⁹⁰ ³⁹¹ ³⁹² ³⁹³ ³⁹⁴ ³⁹⁵ ³⁹⁶ ³⁹⁷ ³⁹⁸ ³⁹⁹ ⁴⁰⁰ ⁴⁰¹ ⁴⁰² ⁴⁰³ ⁴⁰⁴ ⁴⁰⁵ ⁴⁰⁶ ⁴⁰⁷ ⁴⁰⁸ ⁴⁰⁹ ⁴¹⁰ ⁴¹¹ ⁴¹² ⁴¹³ ⁴¹⁴ ⁴¹⁵ ⁴¹⁶ ⁴¹⁷ ⁴¹⁸ ⁴¹⁹ ⁴²⁰ ⁴²¹ ⁴²² ⁴²³ ⁴²⁴ ⁴²⁵ ⁴²⁶ ⁴²⁷ ⁴²⁸ ⁴²⁹ ⁴³⁰ ⁴³¹ ⁴³² ⁴³³ ⁴³⁴ ⁴³⁵ ⁴³⁶ ⁴³⁷ ⁴³⁸ ⁴³⁹ ⁴⁴⁰ ⁴⁴¹ ⁴⁴² ⁴⁴³ ⁴⁴⁴ ⁴⁴⁵ ⁴⁴⁶ ⁴⁴⁷ ⁴⁴⁸ ⁴⁴⁹ ⁴⁵⁰ ⁴⁵¹ ⁴⁵² ⁴⁵³ ⁴⁵⁴ ⁴⁵⁵ ⁴⁵⁶ ⁴⁵⁷ ⁴⁵⁸ ⁴⁵⁹ ⁴⁶⁰ ⁴⁶¹ ⁴⁶² ⁴⁶³ ⁴⁶⁴ ⁴⁶⁵ ⁴⁶⁶ ⁴⁶⁷ ⁴⁶⁸ ⁴⁶⁹ ⁴⁷⁰ ⁴⁷¹ ⁴⁷² ⁴⁷³ ⁴⁷⁴ ⁴⁷⁵ ⁴⁷⁶ ⁴⁷⁷ ⁴⁷⁸ ⁴⁷⁹ ⁴⁸⁰ ⁴⁸¹ ⁴⁸² ⁴⁸³ ⁴⁸⁴ ⁴⁸⁵ ⁴⁸⁶ ⁴⁸⁷ ⁴⁸⁸ ⁴⁸⁹ ⁴⁹⁰ ⁴⁹¹ ⁴⁹² ⁴⁹³ ⁴⁹⁴ ⁴⁹⁵ ⁴⁹⁶ ⁴⁹⁷ ⁴⁹⁸ ⁴⁹⁹ ⁵⁰⁰ ⁵⁰¹ ⁵⁰² ⁵⁰³ ⁵⁰⁴ ⁵⁰⁵ ⁵⁰⁶ ⁵⁰⁷ ⁵⁰⁸ ⁵⁰⁹ ⁵¹⁰ ⁵¹¹ ⁵¹² ⁵¹³ ⁵¹⁴ ⁵¹⁵ ⁵¹⁶ ⁵¹⁷ ⁵¹⁸ ⁵¹⁹ ⁵²⁰ ⁵²¹ ⁵²² ⁵²³ ⁵²⁴ ⁵²⁵ ⁵²⁶ ⁵²⁷ ⁵²⁸ ⁵²⁹ ⁵³⁰ ⁵³¹ ⁵³² ⁵³³ ⁵³⁴ ⁵³⁵ ⁵³⁶ ⁵³⁷ ⁵³⁸ ⁵³⁹ ⁵⁴⁰ ⁵⁴¹ ⁵⁴² ⁵⁴³ ⁵⁴⁴ ⁵⁴⁵ ⁵⁴⁶ ⁵⁴⁷ ⁵⁴⁸ ⁵⁴⁹ ⁵⁵⁰ ⁵⁵¹ ⁵⁵² ⁵⁵³ ⁵⁵⁴ ⁵⁵⁵ ⁵⁵⁶ ⁵⁵⁷ ⁵⁵⁸ ⁵⁵⁹ ⁵⁶⁰ ⁵⁶¹ ⁵⁶² ⁵⁶³ ⁵⁶⁴ ⁵⁶⁵ ⁵⁶⁶ ⁵⁶⁷ ⁵⁶⁸ ⁵⁶⁹ ⁵⁷⁰ ⁵⁷¹ ⁵⁷² ⁵⁷³ ⁵⁷⁴ ⁵⁷⁵ ⁵⁷⁶ ⁵⁷⁷ ⁵⁷⁸ ⁵⁷⁹ ⁵⁸⁰ ⁵⁸¹ ⁵⁸² ⁵⁸³ ⁵⁸⁴ ⁵⁸⁵ ⁵⁸⁶ ⁵⁸⁷ ⁵⁸⁸ ⁵⁸⁹ ⁵⁹⁰ ⁵⁹¹ ⁵⁹² ⁵⁹³ ⁵⁹⁴ ⁵⁹⁵ ⁵⁹⁶ ⁵⁹⁷ ⁵⁹⁸ ⁵⁹⁹ ⁶⁰⁰ ⁶⁰¹ ⁶⁰² ⁶⁰³ ⁶⁰⁴ ⁶⁰⁵ ⁶⁰⁶ ⁶⁰⁷ ⁶⁰⁸ ⁶⁰⁹ ⁶¹⁰ ⁶¹¹ ⁶¹² ⁶¹³ ⁶¹⁴ ⁶¹⁵ ⁶¹⁶ ⁶¹⁷ ⁶¹⁸ ⁶¹⁹ ⁶²⁰ ⁶²¹ ⁶²² ⁶²³ ⁶²⁴ ⁶²⁵ ⁶²⁶ ⁶²⁷ ⁶²⁸ ⁶²⁹ ⁶³⁰ ⁶³¹ ⁶³² ⁶³³ ⁶³⁴ ⁶³⁵ ⁶³⁶ ⁶³⁷ ⁶³⁸ ⁶³⁹ ⁶⁴⁰ ⁶⁴¹ ⁶⁴² ⁶⁴³ ⁶⁴⁴ ⁶⁴⁵ ⁶⁴⁶ ⁶⁴⁷ ⁶⁴⁸ ⁶⁴⁹ ⁶⁵⁰ ⁶⁵¹ ⁶⁵² ⁶⁵³ ⁶⁵⁴ ⁶⁵⁵ ⁶⁵⁶ ⁶⁵⁷ ⁶⁵⁸ ⁶⁵⁹ ⁶⁶⁰ ⁶⁶¹ ⁶⁶² ⁶⁶³ ⁶⁶⁴ ⁶⁶⁵ ⁶⁶⁶ ⁶⁶⁷ ⁶⁶⁸ ⁶⁶⁹ ⁶⁷⁰ ⁶⁷¹ ⁶⁷² ⁶⁷³ ⁶⁷⁴ ⁶⁷⁵ ⁶⁷⁶ ⁶⁷⁷ ⁶⁷⁸ ⁶⁷⁹ ⁶⁸⁰ ⁶⁸¹ ⁶⁸² ⁶⁸³ ⁶⁸⁴ ⁶⁸⁵ ⁶⁸⁶ ⁶⁸⁷ ⁶⁸⁸ ⁶⁸⁹ ⁶⁹⁰ ⁶⁹¹ ⁶⁹² ⁶⁹³ ⁶⁹⁴ ⁶⁹⁵ ⁶⁹⁶ ⁶⁹⁷ ⁶⁹⁸ ⁶⁹⁹ ⁷⁰⁰ ⁷⁰¹ ⁷⁰² ⁷⁰³ ⁷⁰⁴ ⁷⁰⁵ ⁷⁰⁶ ⁷⁰⁷ ⁷⁰⁸ ⁷⁰⁹ ⁷¹⁰ ⁷¹¹ ⁷¹² ⁷¹³ ⁷¹⁴ ⁷¹⁵ ⁷¹⁶ ⁷¹⁷ ⁷¹⁸ ⁷¹⁹ ⁷²⁰ ⁷²¹ ⁷²² ⁷²³ ⁷²⁴ ⁷²⁵ ⁷²⁶ ⁷²⁷ ⁷²⁸ ⁷²⁹ ⁷³⁰ ⁷³¹ ⁷³² ⁷³³ ⁷³⁴ ⁷³⁵ ⁷³⁶ ⁷³⁷ ⁷³⁸ ⁷³⁹ ⁷⁴⁰ ⁷⁴¹ ⁷⁴² ⁷⁴³ ⁷⁴⁴ ⁷⁴⁵ ⁷⁴⁶ ⁷⁴⁷ ⁷⁴⁸ ⁷⁴⁹ ⁷⁵⁰ ⁷⁵¹ ⁷⁵² ⁷⁵³ ⁷⁵⁴ ⁷⁵⁵ ⁷⁵⁶ ⁷⁵⁷ ⁷⁵⁸ ⁷⁵⁹ ⁷⁶⁰ ⁷⁶¹ ⁷⁶² ⁷⁶³ ⁷⁶⁴ ⁷⁶⁵ ⁷⁶⁶ ⁷⁶⁷ ⁷⁶⁸ ⁷⁶⁹ ⁷⁷⁰ ⁷⁷¹ ⁷⁷² ⁷⁷³ ⁷⁷⁴ ⁷⁷⁵ ⁷⁷⁶ ⁷⁷⁷ ⁷⁷⁸ ⁷⁷⁹ ⁷⁸⁰ ⁷⁸¹ ⁷⁸² ⁷⁸³ ⁷⁸⁴ ⁷⁸⁵ ⁷⁸⁶ ⁷⁸⁷ ⁷⁸⁸ ⁷⁸⁹ ⁷⁹⁰ ⁷⁹¹ ⁷⁹² ⁷⁹³ ⁷⁹⁴ ⁷⁹⁵ ⁷⁹⁶ ⁷⁹⁷ ⁷⁹⁸ ⁷⁹⁹ ⁸⁰⁰ ⁸⁰¹ ⁸⁰² ⁸⁰³ ⁸⁰⁴ ⁸⁰⁵ ⁸⁰⁶ ⁸⁰⁷ ⁸⁰⁸ ⁸⁰⁹ ⁸¹⁰ ⁸¹¹ ⁸¹² ⁸¹³ ⁸¹⁴ ⁸¹⁵ ⁸¹⁶ ⁸¹⁷ ⁸¹⁸ ⁸¹⁹ ⁸²⁰ ⁸²¹ ⁸²² ⁸²³ ⁸²⁴ ⁸²⁵ ⁸²⁶ ⁸²⁷ ⁸²⁸ ⁸²⁹ ⁸³⁰ ⁸³¹ ⁸³² ⁸³³ ⁸³⁴ ⁸³⁵ ⁸³⁶ ⁸³⁷ ⁸³⁸ ⁸³⁹ ⁸⁴⁰ ⁸⁴¹ ⁸⁴² ⁸⁴³ ⁸⁴⁴ ⁸⁴⁵ ⁸⁴⁶ ⁸⁴⁷ ⁸⁴⁸ ⁸⁴⁹ ⁸⁵⁰ ⁸⁵¹ ⁸⁵² ⁸⁵³ ⁸⁵⁴ ⁸⁵⁵ ⁸⁵⁶ ⁸⁵⁷ ⁸⁵⁸ ⁸⁵⁹ ⁸⁶⁰ ⁸⁶¹ ⁸⁶² ⁸⁶³ ⁸⁶⁴ ⁸⁶⁵ ⁸⁶⁶ ⁸⁶⁷ ⁸⁶⁸ ⁸⁶⁹ ⁸⁷⁰ ⁸⁷¹ ⁸⁷² ⁸⁷³ ⁸⁷⁴ ⁸⁷⁵ ⁸⁷⁶ ⁸⁷⁷ ⁸⁷⁸ ⁸⁷⁹ ⁸⁸⁰ ⁸⁸¹ ⁸⁸² ⁸⁸³ ⁸⁸⁴ ⁸⁸⁵ ⁸⁸⁶ ⁸⁸⁷ ⁸⁸⁸ ⁸⁸⁹ ⁸⁹⁰ ⁸⁹¹ ⁸⁹² ⁸⁹³ ⁸⁹⁴ ⁸⁹⁵ ⁸⁹⁶ ⁸⁹⁷ ⁸⁹⁸ ⁸⁹⁹ ⁹⁰⁰ ⁹⁰¹ ⁹⁰² ⁹⁰³ ⁹⁰⁴ ⁹⁰⁵ ⁹⁰⁶ ⁹⁰⁷ ⁹⁰⁸ ⁹⁰⁹ ⁹¹⁰ ⁹¹¹ ⁹¹² ⁹¹³ ⁹¹⁴ ⁹¹⁵ ⁹¹⁶ ⁹¹⁷ ⁹¹⁸ ⁹¹⁹ ⁹²⁰ ⁹²¹ ⁹²² ⁹²³ ⁹²⁴ ⁹²⁵ ⁹²⁶ ⁹²⁷ ⁹²⁸ ⁹²⁹ ⁹³⁰ ⁹³¹ ⁹³² ⁹³³ ⁹³⁴ ⁹³⁵ ⁹³⁶ ⁹³⁷ ⁹³⁸ ⁹³⁹ ⁹⁴⁰ ⁹⁴¹ ⁹⁴² ⁹⁴³ ⁹⁴⁴ ⁹⁴⁵ ⁹⁴⁶ ⁹⁴⁷ ⁹⁴⁸ ⁹⁴⁹ ⁹⁵⁰ ⁹⁵¹ ⁹⁵² ⁹⁵³ ⁹⁵⁴ ⁹⁵⁵ ⁹⁵⁶ ⁹⁵⁷ ⁹⁵⁸ ⁹⁵⁹ ⁹⁶⁰ ⁹⁶¹ ⁹⁶² ⁹⁶³ ⁹⁶⁴ ⁹⁶⁵ ⁹⁶⁶ ⁹⁶⁷ ⁹⁶⁸ ⁹⁶⁹ ⁹⁷⁰ ⁹⁷¹ ⁹⁷² ⁹⁷³ ⁹⁷⁴ ⁹⁷⁵ ⁹⁷⁶ ⁹⁷⁷ ⁹⁷⁸ ⁹⁷⁹ ⁹⁸⁰ ⁹⁸¹ ⁹⁸² ⁹⁸³ ⁹⁸⁴ ⁹⁸⁵ ⁹⁸⁶ ⁹⁸⁷ ⁹⁸⁸ ⁹⁸⁹ ⁹⁹⁰ ⁹⁹¹ ⁹⁹² ⁹⁹³ ⁹⁹⁴ ⁹⁹⁵ ⁹⁹⁶ ⁹⁹⁷ ⁹⁹⁸ ⁹⁹⁹ ¹⁰⁰⁰
- (18) 他¹ ² ³ ⁴ ⁵ ⁶ ⁷ ⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰ ²¹ ²² ²³ ²⁴ ²⁵ ²⁶ ²⁷ ²⁸ ²⁹ ³⁰ ³¹ ³² ³³ ³⁴ ³⁵ ³⁶ ³⁷ ³⁸ ³⁹ ⁴⁰ ⁴¹ ⁴² ⁴³ ⁴⁴ ⁴⁵ ⁴⁶ ⁴⁷ ⁴⁸ ⁴⁹ ⁵⁰ ⁵¹ ⁵² ⁵³ ⁵⁴ ⁵⁵ ⁵⁶ ⁵⁷ ⁵⁸ ⁵⁹ ⁶⁰ ⁶¹ ⁶² ⁶³ ⁶⁴ ⁶⁵ ⁶⁶ ⁶⁷ ⁶⁸ ⁶⁹ ⁷⁰ ⁷¹ ⁷² ⁷³ ⁷⁴ ⁷⁵ ⁷⁶ ⁷⁷ ⁷⁸ ⁷⁹ ⁸⁰ ⁸¹ ⁸² ⁸³ ⁸⁴ ⁸⁵ ⁸⁶ ⁸⁷ ⁸⁸ ⁸⁹ ⁹⁰ ⁹¹ ⁹² ⁹³ ⁹⁴ ⁹⁵ ⁹⁶ ⁹⁷ ⁹⁸ ⁹⁹ ¹⁰⁰ ¹⁰¹ ¹⁰² ¹⁰³ ¹⁰⁴ ¹⁰⁵ ¹⁰⁶ ¹⁰⁷ ¹⁰⁸ ¹⁰⁹ ¹¹⁰ ¹¹¹ ¹¹² ¹¹³ ¹¹⁴ ¹¹⁵ ¹¹⁶ ¹¹⁷ ¹¹⁸ ¹¹⁹ ¹²⁰ ¹²¹ ¹²² ¹²³ ¹²⁴ ¹²⁵ ¹²⁶ ¹²⁷ ¹²⁸ ¹²⁹ ¹³⁰ ¹³¹ ¹³² ¹³³ ¹³⁴ ¹³⁵ ¹³⁶ ¹³⁷ ¹³⁸ ¹³⁹ ¹⁴⁰ ¹⁴¹ ¹⁴² ¹⁴³ ¹⁴⁴ ¹⁴⁵ ¹⁴⁶ ¹⁴⁷ ¹⁴⁸ ¹⁴⁹ ¹⁵⁰ ¹⁵¹ ¹⁵² ¹⁵³ ¹⁵⁴ ¹⁵⁵ ¹⁵⁶ ¹⁵⁷ ¹⁵⁸ ¹⁵⁹ ¹⁶⁰ ¹⁶¹ ¹⁶² ¹⁶³ ¹⁶⁴ ¹⁶⁵ ¹⁶⁶ ¹⁶⁷ ¹⁶⁸ ¹⁶⁹ ¹⁷⁰ ¹⁷¹ ¹⁷² ¹⁷³ ¹⁷⁴ ¹⁷⁵ ¹⁷⁶ ¹⁷⁷ ¹⁷⁸ ¹⁷⁹ ¹⁸⁰ ¹⁸¹ ¹⁸² ¹⁸³ ¹⁸⁴ ¹⁸⁵ ¹⁸⁶ ¹⁸⁷ ¹⁸⁸ ¹⁸⁹ ¹⁹⁰ ¹⁹¹ ¹⁹² ¹⁹³ ¹⁹⁴ ¹⁹⁵ ¹⁹⁶ ¹⁹⁷ ¹⁹⁸ ¹⁹⁹ ²⁰⁰ ²⁰¹ ²⁰² ²⁰³ ²⁰⁴ ²⁰⁵ ²⁰⁶ ²⁰⁷ ²⁰⁸ ²⁰⁹ ²¹⁰ ²¹¹ ²¹² ²¹³ ²¹⁴ ²¹⁵ ²¹⁶ ²¹⁷ ²¹⁸ ²¹⁹ ²²⁰ ²²¹ ²²² ²²³ ²²⁴ ²²⁵ ²²⁶ ²²⁷ ²²⁸ ²²⁹ ²³⁰ ²³¹ ²³² ²³³ ²³⁴ ²³⁵ ²³⁶ ²³⁷ ²³⁸ ²³⁹ ²⁴⁰ ²⁴¹ ²⁴² ²⁴³ ²⁴⁴ ²⁴⁵ ²⁴⁶ ²⁴⁷ ²⁴⁸ ²⁴⁹ ²⁵⁰ ²⁵¹ ²⁵² ²⁵³ ²⁵⁴ ²⁵⁵ ²⁵⁶ ²⁵⁷ ²⁵⁸ ²⁵⁹ ²⁶⁰ ²⁶¹ ²⁶² ²⁶³ ²⁶⁴ ²⁶⁵ ²⁶⁶ ²⁶⁷ ²⁶⁸ ²⁶⁹ ²⁷⁰ ²⁷¹ ²⁷² ²⁷³ ²⁷⁴ ²⁷⁵ ²⁷⁶ ²⁷⁷ ²⁷⁸ ²⁷⁹ ²⁸⁰ ²⁸¹ ²⁸² ²⁸³ ²⁸⁴ ²⁸⁵ ²⁸⁶ ²⁸⁷ ²⁸⁸ ²⁸⁹ ²⁹⁰ ²⁹¹ ²⁹² ²⁹³ ²⁹⁴ ²⁹⁵ ²⁹⁶ ²⁹⁷ ²⁹⁸ ²⁹⁹ ³⁰⁰ ³⁰¹ ³⁰² ³⁰³ ³⁰⁴ ³⁰⁵ ³⁰⁶ ³⁰⁷ ³⁰⁸ ³⁰⁹ ³¹⁰ ³¹¹ ³¹² ³¹³ ³¹⁴ ³¹⁵ ³¹⁶ ³¹⁷ ³¹⁸ ³¹⁹ ³²⁰ ³²¹ ³²² ³²³ ³²⁴ ³²⁵ ³²⁶ ³²⁷ ³²⁸ ³²⁹ ³³⁰ ³³¹ ³³² ³³³ ³³⁴ ³³⁵ ³³⁶

- (51) M. C. Doubles, *VT*, XV 1965, 16-26.
- (52) E. Levine, A Paleographic Note on the Colophon of MS. Neofiti 1, *VT* 21 (1971), 494-7; M. Klein, Notes on the Printed Edition of MS Neofiti 1, *JSS* 19 (1974), 218.
- (53) McNamara, 188; E. G. Clarke, The Neofiti 1 Marginal Glosses and the Fragmentary Targum Witnesses to Gen. VI-IX, *VT* 22 (1972), 257-265.
- (54) Black, *Approach*, 37 f.
- (55) McNamara, 186.
- (56) Suppl. *VT*. vii 1960.
- (57) McNamara, 186. B. Z. Wacolder 氏の「マナト」の注釋は、近年これを綴じつ批評する (*JBL* 93 (1974), 132 f.)。また、D. Rieder 氏の「ケホントト」の本文は従来の過誤の證據がなされたこと故に、その使用に際しては細心の注意を要するとの意見を提し、Bowker, 28 n. 1) P. Wernberg-Møller 氏の「ケホントト」のテキストが記述前であることは、マナト以前のものに於て証明をなすに難しである (Bowker, 17)。
- (58) McNamara, 145 f. 邦訳は同書中の邦訳からの重訳。
- (59) M. Black, *BZAW* 103 (1968), 18.
- (60) Cf. P. Kahle, *The Cairo Geniza* (2nd ed. London, 1959), 194 f.; M. Black, *BZAW* 103 (1968), 18; McNamara, 174.
- (61) *ZNW* 49 (1958), 103. G. Vermes, *Post-Biblical Studies* (Leiden: Brill, 1975) を参照せよ。
- (62) M. Black, *Approach*, 42; *BZAW* 103 (1968), 20.
- (63) M. Black, The Recovery of the Language of Jesus, *NTS* 3 (1957), 306. Déaut は、A. Kaufman 氏が 1911-1915 年に限定する (*Genèse*, 21)
- (64) その論拠の「ひと」及び「オシナロス」のアラム語が『パロニア・タルムド』のアラム語とも『パレスチナ・タルム

一』のアラム語とも異なり、ヘルシア帝国の公用アラム語であることが指摘されている。

- (36) ZNW 49 (1958), 103.
- (37) M. Black, *The Recovery of the Language of Jesus*, NTS 3 (1957), 306.
- (38) ZNW 49 (1958), 104; Black, *Approach*, 21. カールはむしろ、バレスチナ運はれた「オンケロス」は「(ちやうど)『ペロニア・タルムード』の場合と同じよう」既にバレスチナに存在していたタルグムを放逐してそれに取ってかわった」と推測している。しかし Greenfield は「オンケロス」がバレスチナでは一〇世紀ごろまでは知られていなかったという説はとうてい受け入れ難いとしている。カール、ブラックは「カイロ「ゲニザ断片タルグム」が一〇世紀以前にバレスチナに流布した以上、「オンケロス」がバレスチナでそれと並行して流布していたはずがない」と考えるわけであるが、Greenfield はむしろかのタルグムが並行して流布していたという現象はあり得ないことではない」と主張するのであるが、Greenfield, JNES 31 (1972), 58-61, esp. 59.
- (39) ZNW 49 (1958), 100-102; McNamara, 173 f.
- (40) ZNW 49 (1958), 106.
- (41) Cf. Schürer (rev.), 100; G. Vermes, *Haggadah in the Onkelos Targum*, JSS 8 (1963), 159-169.
- (42) ZNW 49 (1958), 104 f.
- (43) McNamara, 206.
- (44) ZNW 49 (1958), 105.
- (45) ZNW 49 (1958), 104.
- (46) Black, *Approach*, 24 f. 以下に挙げて J. C. Greenfield の批判を JNES 31 (1972), 58-61)。「『聖書』のタナキム」に「シムル」を以て註して McNamara, 209 f. 参照。

参考文献表

以下に示す文献は、本文及び註にきざりて、著者名ないし書名の略記によって引用した。

一、原文

- Aberbach, M. and B. Grossfeld : *Targum Onkelos to Genesis* (New York : Ktav, 1982)
 Adler, M. : *The World of the Talmud* (New York : Schocken, 1963)
 Albeck, Ch. : *Einführung in die Mischna* (Berlin : de Gruyter, 1971)
 Avi-Yonah, M. : *Geschichte der Juden im Zeitalter des Talmud* (Berlin : de Gruyter, 1962)
 Black, M. : *An Aramaic Approach to the Gospels and Acts*. Repr. of 3rd (1967) ed. (Oxford : Clarendon, 1971)
 Bowker, J. : *The Targums & Rabbinic Literature* (Cambridge : Cambridge University Press, 1969)
 Danby, H. : *The Mishnah* (London : Oxford University Press, 1933)
 Déaut, R. le : *Targum de Pentateuque*, Tome 1 : *Genèse* (Paris : Cerf, 1978)
 Déaut, R. le : *Targum de Pentateuque*, Tome 2 : *Exode et Lévitique* (Paris : Cerf, 1979)
 Déaut, R. le : *The Message of the New Testament and the Aramaic Bible* (Targum) (Rome : Biblical Institute Press, 1982)
 Díez Macho, A. : *Neophyti 1. Targum Palestinense Ms de la Biblioteca Vaticana*. Vols. 1-6 (Madrid : Consejo Superior de Investigaciones Científicas, 1968-79)
 Draizin, I. : *Targum Onkelos to Deuteronomy* (New York : Ktav, 1982)
 Fishbane, M. : *Biblical Interpretation in Ancient Judaism* (Oxford : Clarendon, 1985)
 Forestell, J. T. : *Targumic Traditions and the New Testament* (Chico : Scholars Press, 1979)
 Goldin, J. : *The Fathers according to Rabbi Nathan* (New York : Schocken, 1974)
 Herford, R. T. : *Talmud and Apocrypha*. Repr. of 1933 edition. (New York : Ktav, 1981)

- Klein, M. L.: *The Fragment-Targums of the Pentateuch according to their extant sources*, Vol. 1. (Rome : Biblical Institute Press, 1980)
- Lipman, E. J.: *The Mishnah* (New York : Schocken, 1974)
- Maier, J.: *Grundzüge der Geschichte des Judentums im Altertum* (Darmstadt : WB, 1981)
- McNamara, M.: *Targum and Testament* (Grand Rapids : Eerdmans, 1968)
- Montefiore, C. G. & H. Loewe: *A Rabbinic Anthology* (New York : Schocken, 1974)
- Moore, G. F.: *Judaism in the first century of the Christian Era*, Vol. 1 (Harvard University Press, 1927. 7th impression 1954)
- Neusner, J.: *Invitation to the Talmud* (New York : Harper & Row, 1975)
- Neusner, J.: *Method and Meaning in Ancient Judaism* (Missoula : Scholars Press, 1979)
- Neusner, J.: *Form-Analysis and Exegesis : A Fresh Approach to the Interpretation of Mishnah* (Minneapolis : University of Minnesota Press, 1980)
- Neusner, J.: *Judaism : The Evidence of the Mishnah* (Chicago : University of Chicago Press, 1981)
- Neusner, J.: *The Study of Ancient Judaism, I. Mishnah, Midrash, Siddur* (Chicago : University of Chicago Press, 1981)
- Neusner, J.: *The Study of Ancient Judaism, II. The Palestinian and Babylonian Talmuds* (Chicago : University of Chicago Press, 1981)
- Neusner, J.: *Judaism in the Beginning of Christianity* (Philadelphia : Fortress, 1984)
- Neusner, J.: *Torah : From Scroll to Symbolism in Formative Judaism* (Philadelphia : Fortress, 1985)
- Safrai, S. and M. Stern (eds.): *The Jewish People in the first century*, Vol. 1 (Philadelphia : Fortress, 1974)
- Schürer, E. : *The History of the Jewish People in the Age of Jesus Christ*, A new English version revised and edited by G. Vermes and F. Millar, Vol. 1 (Edinburgh : T. & T. Clark, 1973)

Sperber, A.: *The Bible in Aramaic based on old manuscripts and printed texts*. I, II, III, IV/A, IV/B (Leiden : Brill, 1959-73)

Stemberger, G.: *Geschichte der jüdischen Literatur : Eine Einführung* (München : Beck, 1977)

Strack, H. L.: *Einführung in Talmud und Midrash*, 6. Aufl. (München : Beck, 1976). Mit einem Vorwort und einem bibliographischen Anhang von Günter Stemberger (本文は一九二〇年の第五版と同じ。英訳は『Introduction to the Talmud and Midrash (New York : Atheneum, 1976)』の英訳版の原著第五版に基づき、一九三二年版の第四刷)。引用に当たっては、ドイツ語版の頁の後に()内に英語版の頁を示した。

Vermes, G.: *The Dead Sea Scrolls : Qumran in perspective* (Cleveland : Collins & World, 1978)

Weingreen, J.: *Introduction to the Critical Study of the Text of the Hebrew Bible* (Oxford : Clarendon, 1982)

二、和文

石川耕一郎(訳)『エルケ・アボス』(教文館版『聖書外典偽典』3 (一九七五年)、二六一—二八二頁)

石川耕一郎(訳)『ミッシュナ』(「アヴォート」「ホラヨート」)(エルサレム宗文化研究所、一九八五年)

石川耕一郎(訳)『ミッシュナ』(「スラホート」)(エルサレム宗文化研究所、一九八五年)

H・H・ペンサン(編)『ユダヤ民族史』2 (石田友雄訳、六興出版、一九七七年)

J・ボウカー『イエスとパリサイ派』(土岐正策・健治訳、教文館、一九七七年)

土岐健治『イエス時代の言語状況』(教文館、一九七九年)

略号表

BZAW Beihefte zur ZAW

EJ *Encyclopaedia Judaica* (Jerusalem, 1971)

IDB *The Interpreter's Dictionary of the Bible*

<i>JBL</i>	<i>Journal of Biblical Literature</i>
<i>JNES</i>	<i>Journal of Near Eastern Studies</i>
<i>JSS</i>	<i>Journal of Semitic Studies</i>
<i>NTS</i>	<i>New Testament Studies</i>
<i>VT</i>	<i>Vetus Testamentum</i>
<i>ZAW</i>	<i>Zeitschrift für die alttestamentliche Wissenschaft</i>
<i>ZNW</i>	<i>Zeitschrift für die neutestamentliche Wissenschaft</i>

ラビ文献研究の現状 (一)

『ミシュナ』内容一覧

I, 左から, ①『ミシュナ』全体の通し番号による配列順, ② 書名カナ転記, ③ 書名英文字転記 (Danby による), ④ 1~6 のどのセデルに属するか, ⑤ セデル内の何番目に位置するか, ⑥ Danby の何頁から始まるか, ⑦ Danby による書名英訳, を示す。

1	ベラコス benedictions	BERAKOTH	1	1	2
2	ベア cleanings	PEAH	1	2	10
3	デマイ produce not certainly tithed	DEMAI	1	3	20
4	キライム diverse kinds	KILAIM	1	4	28
5	シェピイス the seventh year	SHEBIITH	1	5	39
6	テルモス heave-offerings	TERUMOTH	1	6	52
7	マアセロス tithes	MAASEROTH	1	7	66
8	マアセル・シェニ second tithe	MAASER SHENI	1	8	73
9	ハッラ dough-offering	HALLAH	1	9	83
10	オルラ the fruit of young trees	ORLAH	1	10	89
11	ビックリム first-fruits	BIKKURIM	1	11	93
12	シャッバス the sabbath	SHABBATH	2	1	100
13	エルビン the fusion of sabbath limits	ERUBIN	2	2	121
14	ベサヒム feast of passover	PESAHIM	2	3	136

15	シェカリム the shekel dues	SHEKALIM	2	4	152
16	ヨマ the day of atonement	YOMA	2	5	162
17	スッカ the feast of tabernacles	SUKKAH	2	6	172
18	ヨム・トブ=ベツァ festival-days	YOM TOB=BETZAH	2	7	181
19	ロシュ・ハシャナ feast of the new year	ROSH HA-SHANAH	2	8	188
20	タアニス days of fasting	TAANITH	2	9	194
21	メギッラ the scroll of Esther	MEGILLAH	2	10	201
22	モエド・カタン (or カトン) mid-festival days	MOED KATAN	2	11	207
23	ハギガ the festal offering	HAGIGAH	2	12	211
24	エバモス sisters-in-law	YEBAMOTH	3	1	217
25	ケスボス marriage deeds	KETUBOTH	3	2	218
26	ネダリム vows	NEDARIM	3	3	264
27	ナジル the nazirite-vow	NAZIR	3	4	280
28	ソタ the suspected adulteress	SOTAH	3	5	293
29	ギッティン bills of divorce	GITTIN	3	6	307
30	キッドゥシン betrothals	KIDDUSHIN	3	7	321
31	ババ・カンマ	BABA KAMMA	4	1	332

ラビ文献研究の現状 (一)

the first gate				
32 ババ・メツィア	BABA METZIA	4	2	347
the middle gate				
33 ババ・バスラ	BABA BATHRA	4	3	365
the last gate				
34 サンヘドリン	SANHEDRIN	4	4	382
the sanhedrin				
35 マッコス	MAKKOTH	4	5	401
stripes				
36 シェブオス	SHEBUOTH	4	6	408
oaths				
37 エドゥッヨス	EDUYOTH	4	7	422
testimonies				
38 アボダ・ザラ	ABODAH ZARAH	4	8	437
idolatory				
39 アボス=ビルケ・アボス	ABOTH=PIRKE ABOTH	4	9	446
the fathers				
40 ホラヨス	HORAYOTH	4	10	461
instructions				
41 ゼバヒム	ZEBAHIM	5	1	468
animal-offerings				
42 メナホス	MENAHOTH	5	2	491
meal-offerings				
43 フッリン	HULLIN	5	3	513
animals killed for food				
44 ベコロス	BEKHOROTH	5	4	529
firstlings				
45 アラキン	ARAKHIN	5	5	544
vows of valuation				
46 テムラ	TEMURAH	5	6	554
the substituted offering				
47 ケリソス	KERITHOTH	5	7	562
extirpation				

48	メイラ sacrilege	MEILAH	5	8	573
49	タミド the daily whole-offering	TAMID	5	9	582
50	ミッドス measurements	MIDDOTH	5	10	589
51	キンニム the bird-offerings	KINNIM	5	11	598
52	ケリム vessels	KELIM	6	1	604
53	オホロス tents	OHOLOTH	6	2	649
54	ネガイム leprosy-signs	NAGAIM	6	3	676
55	バラ the red heifer	PARAH	6	4	697
56	トホロス cleannesses	TOHOROTH	6	5	714
57	ミクウァオス immersion-pools	MIKWAOTH	6	6	732
58	ニッダ the menstruant	NIDDAH	6	7	745
59	マクシリン predisposers	MAKSHIRIN	6	8	758
60	ザビム they that suffer a flux	ZABIM	6	9	767
61	テブル・ヨム he that immersed himself that day	TEBUL YOM	6	10	773
62	ヤダイム hands	YADAIM	6	11	778
63	ウクツイン stalks	UKTZIN	6	12	785

ラビ文献研究の現状 (一)

II, (I を, ②のアイウエオ順に並べ替え, 各項を, ②~⑥, ①, ⑦の順に配列したもの)

アボス=ビルケ・アボス the fathers	ABOTH=PIRKE ABOTH	4	9	446	39
アボダ・ザラ idolatory	ABODAH ZARAH	4	.8	437	38
アラキン vows of valuation	ARAKHIN	5	.5	544	45
ウクツィン stalks	UKTZIN	6	12	785	63
エドゥッヨス testimonies	EDUYOTH	4	7	422	37
エバモス sisters-in-law	YEBAMOTH	3	1	217	24
エルピン the fusion of sabbath limits	ERUBIN	2	2	121	13
オホロス tents	OHOLOTH	6	2	649	53
オルラ the fruit of young trees	ORLAH	1	10	89	10
ギッティン bills of divorce	GITTIN	3	6	307	29
キッドゥシン betrothals	KIDDUSHIN	3	7	321	30
キライム diverse kinds	KILAIM	1	4	28	4
キンニム the bird-offerings	KINNIM	5	11	598	51
ケスボス marriage deeds	KETUBOTH	3	2	218	25
ケリソス extirpation	KERITHOTH	5	7	562	47
ケリム	KELIM	6	1	604	52

vesels					
サビム	ZABIM	6	9	767	60
they that suffer a flux					
サンヘドリン	SANHEDRIN	4	4	382	34
the sanhedrin					
シェカリム	SHEKALIM	2	4	152	15
the shekel dues					
シェビイス	SHEBIITH	1	5	39	5
the seaventh year					
シェブオス	SHEBUOTH	4	6	408	36
oaths					
シャツパス	SHABBATH	2	1	100	12
the sabbath					
スッカ	SUKKAH	2	6	172	17
the feast of tabernacles					
ゼバヒム	ZEBAHIM	5	1	468	41
animal-offerings					
ソタ	SOTAH	3	5	293	28
the suspected adulteress					
タアニス	TAANITH	2	9	194	20
days of fasting					
タミド	TAMID	5	9	582	49
the daily whole-offering					
テブル・ヨム	TEBUL YOM	6	10	773	61
he that immersed himself that day					
デマイ	DEMAI	1	3	20	3
produce not certainly tithed					
テムラ	TEMURAH	5	6	554	46
the substituted offering					
テルモス	TERUMOTH	1	6	52	6
heave-offerings					
トホロス	TOHOROTH	6	5	714	56
cleannesses					

ラビ文献研究の現状 (一)

ナヅル the nazirite-vow	NAZIR	3	4	280	27
ニッダ the menstruant	NIDDAH	6	7	745	58
ネガイム leprosy-signs	NEGAIM	6	3	676	54
ネダリム vows	NDARIM	3	3	264	26
ハギガ the festal offering	HAGIGAH	2	12	211	23
ハッラ dough-offering	HALLAH	1	9	83	9
ババ・カンマ the first gate	BABA KAMMA	4	1	332	31
ババ・バスラ the last gate	BABA BATHRA	4	3	365	33
ババ・メツィア the middle gate	BABA METZIA	4	2	347	32
バラ the red heifer	PARAH	6	4	697	55
ビククリム first-fruits	BIKKURIM	1	11	93	11
ビルケ・アボス=アボス chapters of the fathers	PIRKE ABOTH=ABOTH	4	9	446	39
フッリン animals killed for food	HULLIN	5	3	513	43
ペア cleanings	PEAH	1	2	10	2
ペコロス firstlings	BEKHOROTH	5	4	529	44
ペサヒム feast of passover	PESAHIM	2	3	136	14
ベツァ=ヨム・トブ	BETZAH=YOM TOB	2	7	181	18

an egg					
ベラコス	BERAKOTH	1	1	2	1
benedictions					
ホラヨス	HORAYOTH	4	10	461	40
instructions					
マアセル・シェニ	MAASER SHENI	1	8	73	8
second tithe					
マアセロス	MAASEROTH	1	7	66	7
tithes					
マクシリン	MAKSHIRIN	6	8	758	59
predisposers					
マッコス	MAKKOTH	4	5	401	35
stripes					
ミクウァオス	MIKWAOTH	6	6	732	57
immersion-pools					
ミッドス	MIDDOTH	5	10	589	50
measurements					
メイラ	MEILAH	5	8	573	48
sacrilege					
メギッラ	MEGILLAH	2	10	201	21
the scroll of Esther					
メナホス	MENAHOTH	5	2	491	42
meal-offerings					
モエド・カタン (or カトン)	MOED KATAN	2	11	207	22
mid-festival days					
ヤダيلم	YADAIM	6	11	778	62
hands					
ヨマ	YOMA	2	5	162	16
the day of atonement					
ヨム・トブ=ベツァ	YOM TOB=BETZAH	2	7	181	18
festival-days					
ロシュ・ハシヤナ	ROSH HA-SHANAH	2	8	188	19
feast of the new year					

ラビ文献研究の現状 (一)

III. (I を, ③のアルファベット順に並べ替え, 各項を, ③, ②, ④~⑥, ①, ⑦の順に配列したもの)

ABODAH ZARAH idolatory	アボダ・ザラ	4	8	437	38
ABOTH=PIRKE ABOTH the fathers	アボス=ビルケ・アボス	4	9	446	39
ARAKHIN vows of valuation	アラキン	5	5	544	45
BABA BATHRA the last gate	ババ・バスラ	4	3	365	33
BABA KAMMA the first gate	ババ・カンマ	4	1	332	31
BABA METZIA the middle gate	ババ・メツィア	4	2	347	32
BEKHOROTH firstlings	ベコロス	5	4	529	44
BERAKOTH benedictions	ベラコス	1	1	2	1
BETZAH=YOM TOB an egg	ベツァ=ヨム・トブ	2	7	181	18
BIKKURIM first-fruits	ビックリム	1	11	93	11
DEMAI produce not certainly tithed	デマイ	1	3	20	3
EDUYOTH testimonies	エドゥッヨス	4	7	422	37
ERUBIN the fusion of sabbath limits	エルビン	2	2	121	13
GITTIN bills of divorce	ギッティン	3	6	307	29
HAGIGAH the festal offering	ハギガ	2	12	211	23
HALLAH	ハッラ	1	9	83	9

dough-offering					
HORAYOTH	ホラヨス	4	10	461	40
instructions					
HULLIN	フッリン	5	3	513	43
animals killed for food					
KELIM	ケリム	6	1	604	52
vessels					
KERITHOTH	ケリソス	5	7	562	47
extirpation					
KETUBOTH	ケスポス	3	2	218	25
marriage deeds					
KIDDUSHIN	キッドゥシン	3	7	321	30
betrotals					
KILAIM	キライム	1	4	28	4
diverse kinds					
KINIM	キンニム	5	11	598	51
the bird-offerings					
MAASER SHENI	マアセル・シェニ	1	8	73	8
second tithe					
MAASEROTH	マアセロス	1	7	66	7
tithes					
MAKKOTH	マッコス	4	5	401	35
stripes					
MAKSHIRIN	マクシリン	6	8	758	59
predisposers					
MEGILLAH	メギッラ	2	10	201	21
the scroll of Esther					
MEILAH	メイラ	5	8	573	48
sacrilege					
MENAHOTH	メナホス	5	2	491	42
meal-offerings					
MIDDOTH	ミッドス	5	10	589	50
measurements					

ラビ文献研究の現状 (一)

MIKWAOTH	ミクワァオス	6	6	732	57
immersion-pools					
MOED KATAN	モエド・カタン (or カトン)	2	11	207	22
mid-festival days					
NAZIR	ナジル	3	4	280	27
the nazirite-vow					
NEDARIM	ネダリム	3	3	264	26
vows					
NEGAIM	ネガイム	6	3	676	54
leprosy-signs					
NIDDAH	ニッダ	6	7	745	58
the menstruant					
OHOLOTH	オホロス	6	2	649	53
tents					
ORLAH	オルラ	1	10	89	10
the fruit of young trees					
PARAH	バラ	6	4	697	55
the red heifer					
PEAH	ペア	1	2	10	2
cleanings					
PESAHIM	ベサヒム	2	3	136	14
feast of passover					
PIRKE ABOTH=ABOTH	ビルケ・アボス=アボス	4	9	446	39
chapters of the fathers					
ROSH HA-SHANAH	ロシュ・ハシャナ	2	8	188	19
feast of the new year					
SANHEDRIN	サンヘドリン	4	4	382	34
the sanhedrin					
SHABBATH	シャツバス	2	1	100	12
the sabbath					
SHEBIITH	シェピイス	1	5	39	5
the seventh year					
SHEBUOTH	シェブオス	4	6	408	36

oaths					
SHEKALIM	シェカリム	2	4	152	15
the shekel dues					
SOTAH	ソタ	3	5	293	28
the suspected adulteress					
SUKKAH	スッカ	2	6	172	17
the feast of tabernacles					
TAANITH	タアニス	2	9	194	20
days of fasting					
TAMID	タミド	5	9	582	49
the daily whole-offering					
TEBUL YOM	テブル・ヨム	6	10	773	61
he that immersed himself that day					
TEMURAH	テムラ	5	6	554	46
the substituted offering					
TERUMOTH	テルモス	1	6	52	6
heave-offerings					
TOHOROTH	トホロス	6	5	714	56
cleannesses					
UKTZIN	ウクツイン	6	12	785	63
stalks					
YADAIM	ヤダイム	6	11	778	62
hands					
YEBAMOTH	エバモス	3	1	217	24
sisters-in-law					
YOM TOB=BETZAH	ヨム・トブ=ベツァ	2	7	181	18
festival-days					
YOMA	ヨマ	2	5	162	16
the day of atonement					
ZABIM	ザビム	6	9	767	60
they that suffer a flux					
ZEBAHIM	ゼバヒム	5	1	468	41
animal-offerings					